

平成20年第1回防府市議会定例会会議録（その4）

平成20年3月4日（火曜日）

議事日程

平成20年3月4日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1 番	原 田 洋 介 君	2 番	高 砂 朋 子 君
3 番	重 川 恭 年 君	4 番	山 本 久 江 君
5 番	弘 中 正 俊 君	6 番	藤 本 和 久 君
7 番	河 杉 憲 二 君	8 番	松 村 学 君
9 番	斉 藤 旭 君	10 番	横 田 和 雄 君
11 番	深 田 慎 治 君	12 番	馬 野 昭 彦 君
13 番	大 村 崇 治 君	14 番	今 津 誠 一 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	平 田 豊 民 君
17 番	木 村 一 彦 君	18 番	三 原 昭 治 君
19 番	山 根 祐 二 君	20 番	伊 藤 央 君
21 番	藤 野 文 彦 君	22 番	山 下 和 明 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	中 司 実 君
25 番	山 田 如 仙 君	26 番	久 保 玄 爾 君
27 番	河 村 龍 夫 君	28 番	佐 鹿 博 敏 君
30 番	行 重 延 昭 君		

欠席議員

なし

説明のために出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	嘉村悦男君			
会計	管理	者	内藤和行君	財務	部	長	吉村廣樹君		
総務	部	長	浅田道生君	総務	課	長	柳博之君		
生活	環境	部	長	黒宰満君	産業	振興	部	長	桑原正文君
土木	都市	建設	部	長	金子正幸君	理	事	島本正輝君	
健康	福祉	部	長	山下陽平君	教	育	長	岡田利雄君	
教育	委員会	参事	恵藤豊君	水道	事業	管理	者	中村隆君	
水道	局	次	長	阿部勝正君	消	防	長	松永政己君	
監	査	委	員	和田康夫君					

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長(行重 延昭君) 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(行重 延昭君) 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。22番、山下議員、23番、田中議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長(行重 延昭君) 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは早速質問に入ります。最初は20番、伊藤議員。

〔20番 伊藤 央君 登壇〕

20番(伊藤 央君) 皆様、おはようございます。会派息吹の伊藤央でございます。久しぶりの一番バッターでございますけれども、今回も元気にやっておりますので、よろしく願いをいたします。

早速1点目、市民参画・協働のまちづくりについてお尋ねをいたします。

近年、市民参画・協働という言葉は、地方行政において欠かすことのできないキーワードとなってきておることは御承知のとおりでございます。昨年の9月議会におきましても、私は市民との協働について一般質問をさせていただいておりますが、その中で、防府市の市民との協働についての考え方を改めてお尋ねし、市民との協働を行革の中で経費削減のためだけに利用するのは本来の趣旨に反するという事を指摘させていただきました。しかし、ここ最近の防府市の行政運営を見ておりますと、相変わらず意識の変化が見られず、大変残念に感じております。

市民に、市政に参加していただくためには、市民の皆様は防府市の財政について知識を持っていただくことが重要であると考えます。財政状況についての意識を、市民と行政が共有しなければ、望ましい市民参画の形は実現できません。

防府市では市民へ市の財政状況、そして将来の見通しを伝えるものとして、「中期財政見通し」が発表されております。しかし、この内容はとても市民に親しみやすい、理解しやすいものとは言いがたく、はっきり申しますと取っつきにくい作りになっているように感じます。また、この財政見通しは行政側が一方的に市の財政を分析したものであり、そこに市民の視点というものはありません。

そこで、提案でございますが、市民と行政が協働で防府市の財政白書をつくってみてはいかがでしょうか。他市では市民団体などが自主的に市民の目線によって財政白書をつくっている事例がございます。また、東京都日野市などでは、「市民が市民のためにわかりやすく作った財政白書」の第2弾が昨年発行されました。防府市でも市民と行政が協働でわかりやすい財政白書づくりに取り組んでみてはいかがでしょうか。

市民にまちづくりに積極的に参加していただくためには、市の財政状況をしっかりと把握していただく必要があると考えます。財政状況を無視し、非現実的な要望を行政に訴えるのでは、本当の意味の市民参画とは言えないからであります。

また、どの分野にどのぐらいの予算がすぎ込まれているのかということも、市民に把握していただくことによって画期的な意見が寄せられることも期待できます。ぜひ多くの市民にわかりやすく、防府市の財政状況、今後の展望を伝えることができるような財政白書づくりに、市民と協働で取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、執行部の御所見をお聞かせください。

昨年の12月議会では、補正予算案で上がってきた小学校給食の民間委託に係る経費が削除された修正案が可決されるという結果になりました。食の安全性や教育的効果などの点だけではなく、保護者に対する説明が不十分であるという点も指摘をされております。

そして、今回、条例改正案が上程されている公立保育所の民間移管への過程においても、

最初の説明の仕方、市職員の態度に不満や不信感を持った保護者の方がおられ、民間移管そのものというよりは、市の行政運営の態度に嫌悪感を抱いておられるやに聞き及んでおります。

施策を推進する上での手法のまずさによって、施策の本質を市民に御理解いただけないという事態になったのであれば、これは非常に残念に感じます。松浦市長は就任以来、熱心に行革に取り組み、その成果をあらゆる場で披露されるとともに、さらなる行革の断行についても宣言をしておられます。今後も行革の名のもとに民間委託等が進められることは想像にかたくありませんが、これらを行っていく上で市民参画・協働を念頭に置かれる必要があるのではないのでしょうか。

昨年9月議会における私の一般質問に対する市長の答弁の中で、「市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進める上では、市民の声を市政に反映することはもちろんのこと、市民の皆様と行政とがそれぞれに果たす役割と責任を分担し、協力してまちづくりに取り組んでいくことが重要であると考えておりまして、私は市長に就任して以来、一貫して、市民が主役を念頭に市政を運営してまいりました」という回答をされております。

しかし、実際の市政運営においては、先ほど申し上げたとおり、市民が置き去りにされているような状況が多々起こっておるようであります。今回、俎上に上っております小学校給食調理業務の民間委託、公立保育所の民間移管などは利害関係者がはっきりしている分、市民との対話を重ねながら市民参画・協働の精神をもってこれらを進めることが可能な施策であると考えますし、そのように進めるべきであると考えます。

こういった施策こそ、行政が一方的に事を進めるのではなく、関係者とつくり上げていくという姿勢で進めていただきたいと考えますが、執行部の御所見をお聞かせください。

続いて、市政情報の発信について、お尋ねをいたします。

総務省が行った平成18年通信利用動向調査によりますと、国内のインターネット利用者数は8,754万人、人口普及率は70%に迫る勢いであり、メール受信可能なインターネット対応携帯電話の普及率は70%を超え、近い将来には限りなく100%に近づくと予想されています。電子メールはもはや情報収集やコミュニケーションに欠かせないツールとなっております。

市民に対し情報を発信することは、行政にとって大変重要な仕事であります。現在、防府市での情報発信手段としては、市広報、ホームページ、テレビ・ラジオの行政放送がございませうけれども、市民が情報を入手する手段はそれぞれの世代や生活環境、生活の形態によって異なります。

そこで、情報発信の手段として提案したいのが、「市政情報メールマガジン」の発行であ

ります。メールマガジンの利点は随時情報を伝えることができるということであり、相手がメールを開けば、すぐ情報が伝わります。若干の通信料はかかりますが、郵送料に比べればその経費は微々たるものです。ホームページ上でも随時情報発信はできますけれども、情報を受け取るためにはそこまで出向かなければなりません。メールマガジンは発信する側の意志で発信することができます。

市からのお知らせやイベント情報、公民館事業の情報、休日当番医の情報などを盛り込んだメールマガジンの発行はできないでしょうか。県内では既に下関市、宇部市、山口市、周南市において市政情報のメールマガジンが発行されております。執行部のお考えをお聞かせください。

以上、市民参画・協働のまちづくりについてと、市政情報の発信について、大きく2点ほどお尋ねをいたします。執行部におかれましては、明瞭かつ誠意ある御回答をお願いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、市民参画・協働のまちづくりについての御質問にお答えします。

1点目の中期財政見通しについてのお尋ねでございますが、本市では開かれた行政推進の観点から、行政運営の基礎となります財政状況について、中期財政見通しとして今後の見通しを推計し、市民の皆様にお知らせいたしております。

この中期財政見通しの策定に当たりましては、市税や地方交付税などの歳入、また扶助費や投資的経費などの歳出について、直近の決算状況を参考にするとともに、国・県の動向や、企業等を取り巻く経済情勢、また、本市の実施計画や定員適正化計画などを勘案しながら試算しているところでございます。

地方を取り巻く厳しい財政環境が続く中、財政見通しにつきましては、全国的にも多くの自治体で取り組まれておりますが、伸び率の設定方法や考え方などの推計方法については、ある程度定型的な形で処理されております。

本市におきましても、伸び率等の根拠を示しながら、ほぼ同様な考え方で整理し、公表させていただいておりますが、財政見通しの作成は行政運営の基礎となります将来の財政の見通しを市民の皆様にお示しするという、行政本来の役割であると認識いたしておりますので、行政からの一方的な視点との御指摘は当たらないと思っております。

次に、市民と行政とが協働で防府市の財政白書づくりに取り組んではどうかのお尋ね

でございますが、本市の場合、毎年出納閉鎖終了後の6月に約1カ月かけて、普通会計等の決算分析を行っておりまして、また、バランスシート等についても、普通会計の決算の数値が固まった後に、半月程度かけて作成しております。

このように決算処理については、膨大な資料を短期間で処理しなければならない状況にありますので、現時点では市民の皆様と協働で財政分析や財政白書を作成するのは困難であると考えております。

なお、財政にかかわる予算や決算内容につきましては、市広報やホームページ等も活用し、公表いたしておりますが、御承知のとおり、昨年6月に公布された、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて、平成19年度決算から新たな財政指標の公表が義務づけとなりますので、今後、これらも活用しながら、さらにわかりやすい形で財政情報の公表に努めてまいりたいと存じております。

次に、2点目の公立保育所や学校給食の民間委託については、市民との協働で進めていくべきではないかとの御質問にお答えいたします。

市民一人ひとりが主役となったまちづくりを推進する上では、市民の皆様のお声をお聞きし、市政に反映することはもとより、市民の皆様と行政とが、それぞれに果たすべき役割と責任を分担し、協力してまちづくりに取り組んでいくことが重要であると考えており、私は市長に就任して以来、「市民が主役」を念頭に市政を運営してまいりました。

平成17年度に策定しました第三次防府市総合計画後期基本計画におきましては、その推進方策として市民参画の推進を掲げ、その施策の展開方向を市民の参画と協働による市政の推進とし、情報の共有化、政策形成過程への参画の推進等を掲げております。

市民の参画とは、市民が自主的、主体的に計画などの策定過程に加わることであり、市民との協働とは、市民と行政がそれぞれの特性を理解し、役割を認識した上で、共通の目的を達成するため、お互い対等なパートナーとして尊重しながら協力することだと考えております。

平成18年10月には公募委員10名、市議会議員2名を含む20名の委員によりまして、防府市市民参画懇話会を設置し、市民参画と協働による市政推進の仕組みづくりについて御協議いただいております。これまで全体会議を13回、小委員会を10回開催されるなど、熱心に御協議をいただいております。

懇話会では、市民が参画しやすい制度はどのようなものが、既存の制度はきちっと機能しているかなど、防府市における課題の抽出とその解決策などから、新しい制度や仕組みについて検討される中で、市民参画と協働に関する基本的ルールなどを定める自治基本条例が必要であるとの意見がまとまり、現在はその条例の骨子項目について具体的な議論を

いただいているところであります。

協議の途中ではございますが、その中では、情報を共有することが市民参画と協働の前提であり、基本原則の一つとされているところでございます。

防府市もこれまで政策や計画等を策定するときには、市民の皆様の御意見をお聞きしております。例えば、先ほど、議員の御質問にございました公立保育所の民間移管や、学校給食の民間委託につきましては、平成13年度を行政改革元年と位置づけ、本市行政のあるべき姿を構築するため、第3次行革を立ち上げ、市民の声をお聞きするための民間有識者からなる新たな付属機関としての防府市行政改革委員会から、答申をいただいたものでございます。

今後も積極的に情報の提供、情報の公開を行い、市民の意見が反映されるように、多様な市民参画の方法を検討してまいりたいと考えております。

また、懇話会からの御提言をいただき、自治基本条例の制定を視野に入れながら、引き続き、公正で透明性の高い、市民に開かれた市政を目指し、市民とのパートナーシップによる参画・協働によるまちづくりを実践してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、総務部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ありがとうございます。

どうも、で、やるのか、やらないのかというのが、よくわからない答弁だったと思うんですが、要は、防府市は市民と協働の財政白書に関してはできないという趣旨の答弁だと理解をいたしました。

ちなみに、先ほど壇上で申し上げた日野市の場合ですが、実際に、「市民が市民のためにわかりやすく作った日野市財政白書」、これをつくられているのは、「健全財政を考える会」という会であります。しかし、これはしっかり、勝手につくられたものではなく、市のホームページにも載っております。私もそのPDFファイルからダウンロードをいたしました。

「日野市では第4次基本構想・基本計画「日野いいプラン2010」に基づき、市民と行政との協働のもとでまちづくりを進めています。「健全財政を考える会」は、「この財政白書をつくった会でいらっしやいますけれども、「市の財政状況やあり方を分析・検討し、多くの市民の方々への説明を通じて、私たちの将来や子孫の未来のため、極力、負の遺産（借金）を残さないように行財政改革を推進していくことを目的に活動をしています」ということで、市民とともに行財政改革に取り組もうという意識の中で、こうした財政白書づくりに取り組まれているということでもあります。

この日野市についてですが、過去2回、この財政白書が発行されております。1つは平成15年度決算版、そして昨年、また、平成19年3月に平成18年度版が出ております。この中から見てみますと、日野市の財政ですが、歳入538億4,227万円、歳出532億1,083万円という規模なんですけれども、ここにできて防府市にできないという理由は何でありましょうか。お答えください。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 財政白書が日野市にできて、なぜ防府市にできないかということでございますけれども、防府市におきましては、先ほど、市長の答弁にございましたように、決算というのは5月末の出納閉鎖期が終わりまして、その後、1カ月かけて決算統計の資料を作成いたします。これはもう県から求められておるものでございます。

そのあと、それからバランスシート、そういったものをつくるわけですが、来年度から、先ほどちょっと公会計の導入という話がございましたけれども、これがまた入ってまいります。そうすると、6月いっぱい決算統計をやって、さらには、今度は7月から一月ぐらいかけて、今度は公会計、要するに連結決算とか将来負担比率、こういった4指標。さらには新しい、今度は4表。バランスシート等を新たに変えた新しいやり方での4表、こういったものを短期間の間につくっていく必要がございます。

その中で、そういった状況について市民の方と一緒にということは、これは物理的には全く無理なものでございます。それでその後は、今度は8月にはその資料を監査委員さんに付しまして、そして今度は議会に報告すると、それを公表すると。こういった作業が出てまいります。

それで、日野市にできて、なぜできないかということでございますけれども、私どもは、そういった市民から、今からはそういった要望があれば、どんどん市民の御要望におこたえする必要はございますけれども、今からそういう要望がございましたら、積極的に出てまいります予定でございますけれども、現時点ではそういった、非常に物理的に難しい状況でございますので、できるだけ多くの情報については市民の方に提供いたしていきたい。さらに市民の方から、出前講座とかそういったものがあれば、積極的に私どもも出て行って、その辺のことはやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 今、財務部長のほうから決算をこうこう、こうこうと、いろいろ説明がございました。

日野市も決算やっているんです。全国で防府市だけが特殊なことをやっていて、特に大

変な市なんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 県内ではそういった、市民と一緒に協働でそういう財政白書をつくっているところはありません。

日野市は東京の大都市の一角でございます。先進的なそういった取り組みをなさっていることは非常に素晴らしいことだと思いますけれど、一挙には、それはできませんけれど、時間をかけて、そういった、今、伊藤議員がおっしゃるようなことについては、検討してまいりたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 日野市の場合なんですけれども、先ほども申しました平成15年度版が発行されたのが、平成17年の6月なんです。平成18年度版に関しては平成19年の3月ということで、割と早くできておりますけれども、そんなに急いで出す必要もないと。とにかく、やるとなれば、特に最初というのは大変でしょうし、市民とやることを重荷のように感じないでいただきたい。

先ほど、物理的に無理ということで、何かすごく仕事が増えると。重荷になるようなイメージでおっしゃっているような気がするんですけど、これは決して財務にとっても悪いことではないし、やはり市民と協働でつくるとなると、市民にわかりやすいものができ上がるであろうと私は思うんです。

日野市のものをダウンロードして、私も読ませていただきましたけれども、分量は確かに多いんですが、語句の説明が丁寧に入っておったり、中には会話形式で市の財政について説明がされていたり、ほんとにこれは市にとっても大変いいことだと思うんです。その意識をちょっと変えていただきたいなというふうに思います。

要は、わかりづらいということを壇上でも申しましたけれども、市民参画・協働というものにしっかりと取り組んでおると、市長もおっしゃいましたが、結果的に市民にしっかりと伝わっていなければ、これはやはり意味がないというか、その効果というものが一番大事なのでありまして、例えば、市民参画の手段の一つにパブリックコメントを募集するというものがございます。これは、今、どのように市民の方に活用されているのか。これまでに行われた、また、現在行われているパブリックコメント、どのぐらいの意見が寄せられましたか。教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えいたします。

パブリックコメントの今までの実施状況ということではありますが、パブリックコメント

につきましては、第3次防府市男女共同参画推進計画、いわゆる「ハーモニープラン」でございまして、これに対する御意見をいただいたということが、昨年でございます。

この期間中に御意見をいただいた方については、9名の方から御意見をいただき、件数としては22件の御意見があったということでもあります。そして、今現在、耐震化に関するパブリックコメントを出しているというふうに、今、記憶をいたしております。3月7日までという期間だったというふうに記憶しておりますが、今現在、2件ほどパブリックコメントをお願いをいたしておるところであります。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） やはり、とても多いとは言えない数ではないのかなと思うんです。

現在、今申されました、パブリックコメントを募集されている対象、「防府市耐震改修促進計画」でありますけれども、実は私の周囲の友人たちに、この件について、ちょっと意見を出してみたらどうかということ呼びかけてみました。

数日して、数人から帰ってきた返答は、「難しすぎる」、「よくわからない」といったものであります。私自身もやはりPDFファイルをダウンロードして、ちょっとプリントアウトして読んでみました。これは多分、一般の人だと読む気がしない文章ですね。まず、この計画がパブリックコメントに適しているかどうかというのもあるんですけれども、これを読んで意見を出すというのが、大変不親切なように感じるわけです。

要は、財政白書、財政見通しも同じなんですけれども、市民の方が読みやすい、わかりやすい、そして、わかるものでなければ、これはまさに一方的な「やっていますよ」というだけの話であって、本気で意見を求めているという態度に思えないというのが感想であります。

この「耐震改修促進計画」、これで普通、市民の方が、一般の方が読む気になって意見がどんどん出てくると思われましたか。

土木都市建設部長、いかがですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 耐震計画についてでございますが、詳細について、ちょっと資料を持っておりませんからあれですが、最近、耐震についてのいろいろな問題が出ております。それにつきましてはのパブリックコメントをお願いしておるわけでございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） いや、それはわかっております。

この計画書ですね、大変難しいんです。普通、一般の方なら多分、読む気にならないのが、まず1点。しっかり頑張って読んでも、わからない方も多いというものを出して、「さあ、これ読んで、意見を出せ」と言ったところで、どんどん意見が出ると思いましたかということをお聞きしています。

どうですか、部長。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 私どもは、その内容で皆様にわかると判断して出したわけですが、そのようなお声があるということになれば、そのあたりで、また研究して皆様にわかりやすい形でお示ししたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 要は、やりゃあええという態度にしか思えないんです。

市民参画、先ほど市長が壇上で申されましたように、情報の共有というものが不可欠であります。これは前提条件だと思います。しかし、この難解な文章、一般の方が読んで、ぱっとわからないような文章で市の情報を発信するというのは、不親切としか言いようがありませんし、本気で市民参画を進めようとしているのかどうか、疑わしい態度だと私は思います。

これは、先ほどの中期財政見通しについてもそうです。市民にわかりやすい、例えば、中学生ぐらいの方が読んでも理解できる程度のわかりやすさで、こういったものというのは、つくっていただきたいというふうに要望をしておきます。

小さい2点目について、質問をさせていただきます。

実際の防府市の市政運営について、要は、先ほどからの御答弁にもわかるように、市民参画・協働という言葉が、絵に描いた餅になっているという印象を受けてしょうがありません。これはやはり、仕組みをつくれればいいのではなくて、意識の改革が必要なんだと思います。

例えば、各種懇話会、先ほど市民参画懇話会のことを市長がおっしゃいましたけれども、それ以外の懇話会等では公募の委員、これはわずかであります。2名とか、そういった数でありますし、先ほどの市民参画懇話会でようやく半数の10名。他市で、「まちづくり委員会」をつくっているところは、20名全員が公募の委員というところもございます。

さらに、こういった懇話会に委員として出ていらっしゃる方に、直接お話をお聞きしましたけれども、懇話会において、公募の委員の発言、また存在というのが、とても軽視されているように感じるということをおっしゃっておられました。こういった状

況を改善されるというおつもりはございませんか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えをいたします。

懇話会は、今、議員さん、おっしゃったように、最近では、いわゆるその一般公募をできるだけ入れてくれということで、私どももお願いをいたしておりますし、ゆっくりではありますが、そういった形には進んでいるんじゃないかというふうに思います。

ただ、その中で軽視といえますか、そんなに重要視されていないというふうな御意見が、今、あったような御意見でございますが、決してそういうようなことはありませんし、その委員さんの、何と言いますか、意識の問題も多少あるかと思えますけれど、いずれにいたしましても、今後はありとあらゆる協議会・懇話会については、そういった形を広く広げていきたいというふうに考えております。

確かにおっしゃるような、全体が20名の中で1名か2名の公募委員さんとなりますと、発言にいたしましてもなかなか難しいという現状もございましょうが、今後、半分ぐらいの御参加をいただくのであれば、いわゆる数の力じゃないですけど、発言に対してもそれなりの重みもあるし、御賛同もいただけるということになれば、先ほどの御意見のようなことは、少しでもなくなるんじゃないかというふうには考えておりますので、今後はそういう面も配慮していきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ぜひお願いしたいと思います。

現在、計画がされております「まちの駅」についても同じことが言えるわけですが、これも、「まちの駅」の基本構想など、防府市の観光全体から見て、地域住民を含む市民の意見を取り入れながらというか、もう市民と一緒につくっていかないとはいかがかと私は考えておるわけです。もちろん、景観形成などを含めたまち並み整備についても、市民を置き去りにして、これは実現できないわけですから、同じように市民と一緒に作り上げていくということが望ましいと思うのですが、経済部長、いかがですか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、貴重な御意見、いただきました。

今、議員の申されるような方向で努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員

20番（伊藤 央君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

行政改革とは、民間委託などによって人件費を削減するとか、また、協働の名のもとに

市民を無償で働かせる、ボランティア等で働かせるということばかりではないのですけれども、どうも防府市の協働とか市民参画を見ておられますと、そういったことばかりに偏っているように、私は感じてしょうがありません。

今議会で行われた市長の施政方針演説の中では、冒頭に「市民が主役の市政」という言葉が使われております。また、「市民参画の推進」、「行財政改革の断行」を、諸政策を進める上での2大方針というふうに位置づけておられます。

また、それ以前に第三次防府市総合計画後期基本計画の推進方策にも、第1項に市民参画の推進が挙げられておりますし、施策体系のツリーを見てみますと、市民参画と協働による市政の推進から発生する枝には、情報の共有化、政策形成過程への参画の推進とあります。

政策形成過程への参画の推進には「行政各分野における計画策定にあたっては、協議会や懇話会の委員の囑託については、各種関係団体からの代表に加え、公募委員、形成過程への市民への参画を推進します」ということが書いてあります。しかし、実際にはこのたびの給食、保育所、本当に意見を聞かなくてはならない、また、一緒に考えて施策を進めていくべき方々を無視したような形で市政運営が行われているのではないかと思うわけです。

市民参画・協働というのは、すべての施策を進める上で念頭に置かなければならない。ですから、いろんな部長さんに、今、お話をお聞きしたわけであります。

例えば、今、地球温暖化対策の取り組み。もちろん、今、数値目標、期限目標が出されてないということで十分とは言えないわけですが、それでも全庁的に職員の皆さんが、一人ひとりがむだな消費電力を減らそうという、どこの部署に行ってもそうされているような取り組みが見て取れます。

このように、市民参画とか協働についても、すべての部署ですべての職員の方々が意識の中に持っておかなくては実現できないと私は考えております。職員一人ひとりの意識の改革というものを早急に進めていただきたい。

市長は、前例踏襲とかいう役所仕事の悪習というものが、防府市行政に存在するというものを、以前、昨年11月の臨時議会で述べられております。もし、そういったものがあるのであれば、職員一人ひとりの意識改革によって、これまでの弊風というものを打ち破っていくことが、本当の意味での行政改革であると、私は考えるわけです。

どうか、意識改革から始める行政改革の断行を進めていただくことを要望し、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 副市長、どうぞ。

副市長（嘉村 悦男君） 行政改革ですけれども、財政改革だけじゃないかという御表現ですが、私は13年から行革に携わっておりますが、行政改革はお金がかかってもシステム等変えていくんだというところで、4億、5億、市民サービスのためにかかったシステム改革もございます。

ですから、これは前期行革のときに、所管事務調査等でもお話しいたしておりますけれども、金がかかっても市民サービスが向上するものはシステムを改革して、それはやろうということは、これまで議会でも御説明申し上げていたものであります。

それから、意識の改革ですが、ぜひ昼休み等に窓口 お客様のいらっしゃる課については、消灯は困難でありますけれども、例えば、管理部門の課の昼休み等、ぜひごらんになっていただきたいと思うんです。全庁、昼休み、ほとんど廊下等は、電気等は消灯いたしております。

あるいは、いわゆるリサイクルということで、ここ数年であります、ごみの分別についても、ぜひごらんになっていただくと、いわゆる新聞とか再生用紙とか、缶とか瓶とか、全庁一丸となってそういうリサイクル等にも努めております。

行革は議員さんのおっしゃるように、職員の意識の改革というのが一番最初にあるべきだというふうに思っております。

それから、市民参画と情報の共有でございますが、市民参画についても、例えば情報の共有にしても、平成13年のときにはホームページもなかったというような状況でありまして、ダウンロードもできないというような状況であります。まして、各種委員会には市民の公募委員というのはゼロというような状況でありました。それを少しずつ、ダウンロードができる、あるいはホームページを充実していく。そのことによって、市民との情報をどんどん高めていくと。

あるいは、市民参画についても、公募委員を少しずつ増やしていくという努力をしてきて、今があるというふうに思っております。ですから、いきなり「じゃあ、全員でやってもいいんじゃないか」というような御意見もございましたけれども、少しずつ、今、市民参画を進めているという、一つの過程、プロセスといったことも御理解いただきたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 聞いてもないことに答えるのであれば、よく、私の話を聞いてから。

私は省エネ、地球温暖化対策の取り組みを評価したんですよ。そういったように、市民参画・協働についてもやってくださいよということを行ったわけです。まさに今、副市長

が言われたことを私は評価したんです。聞かれていましたか。聞いてもないことに答えないでください、時間がもったいないので。

要は、大事なのは、市民にどれだけの効果が出たとか、市民がどんな印象を持っているかということであって、「私たちはやっていますよ、やっていますよ」ということが大事なんじゃないんです。市長がよく、民間の経営感覚でおっしゃっていますが、お客さんが満足しないのに、会社が「私たちはやっている」と言っても、そんなの通用しますか。

要は、市民というのはお客様なわけですから、そのお客様が満足してないのであれば、いくらこっちがやったと言ってもだめなんですよということを、その意識を変えてくださいということを、私は言っているわけです。それが多分、市長のおっしゃっているお役所の悪習、弊風というものではないかと思われまます。

これで、本当に終わってください。(笑声)

議長(行重 延昭君) 次、市政情報の発信について、答弁をお願いします。総務部長。

総務部長(浅田 道生君) それでは、メールマガジンの発行につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

市民の皆様にとりまして、生活に密着した健康、福祉、教育情報など身近な市政情報を発信することは、日常生活の利便性を高める上でも重要であり、また、イベントや観光情報を発信することにつきましても、市民の皆様はもとより、本市を訪れる方々にとりましても、本市の魅力を紹介する上で大切なことと認識をいたしております。

現在、これらの情報発信につきましては、先ほど、議員さん、御紹介ありましたように、市役所のホームページ、市広報、あるいはラジオ・テレビ等を通じまして、見やすく、わかりやすく、親しみの持てる情報の提供に心がけているところでございます。

さて、御質問のメールマガジンの発行につきましては、近年のインターネットの普及を受けまして、これを活用し、登録をいただいた方々に対しまして、市政の情報などを定期的にお送りする仕組みであり、市政の情報を発信する有効な手段の一つであるというふうに考えております。

御提案の、市からのお知らせ、イベント情報、公民館事業の情報、休日当番医の情報を盛り込んだ、情報のメールマガジンの発行につきましては、現在、これに近い機能を有したものといたしまして、平成18年8月から子ども安心安全情報、そのほか防犯情報、防災情報及びその他の情報と、4つの情報を提供する「防府市安心安全情報システム」を運用いたしております。

このシステムに新たな情報を組み込んで実施することが可能かどうかも含めて、また、ホームページとの関連もございまして、配信をする情報の項目、あるいは内容、回数な

どを総合的に、先ほど御紹介いただきました他市の例等も参考にしながら、研究してまいりたいというふうに考えておりますので、これは、いわゆる前向きに取り組みたいということの一つの表れであります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 今、答弁の中で申されました、安心安全情報システム、掲示板。市民からの情報の送信もできるという相互性がありまして、県内の他市にも例を見ないすばらしいシステムだと思っております。

実際のところ、最近、安全なのか、警察署からのお知らせが載せられている程度で、せっかくのシステムが、ちょっともったいないなというような状況になっているような気がします。現在、この登録者数はどのくらいあるのか、また、このシステムの周知方法、どういった形で周知しておられるのか教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えを申し上げます。

現在、利用者数が827名と聞いております。そのうちの、いわゆる情報配信登録者が770名ぐらいいらっしゃいます。

これは、折に触れまして、その登録者の拡大をお願いいたしておるところでございますが、なかなか急激に増えてこないというのも現状でありまして、一つには、今おっしゃるような、情報の少ないということも考えられるかもわかりませんし、今後そういった新たな情報が提供できるのであれば、また少し登録者が増えてくるかなという気もいたしておりますので、その辺は今後、さっき申しましたように、研究してまいる中で、こういった情報提供ができるのか、それを、こういった提供をお望みなのか。その辺を含めて、ちょっと研究をさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ありがとうございます。

827名ということ。やはり、もうちょっと増えていくと、もうたくさんですけど、増えていくといいなというふうに感じます。

このシステムを使って、行政と市民をつなぐ環境、または習慣というものを整備していただければ、今後のインターネットを活用した事業に取り組みやすくなるのではないかと感じます。電子会議室の設置、また、住民の声の募集、そしてアンケートのお願い等、その活用の可能性は限りなく広がることと存じます。

実は先ほど、市民参画・協働の質問の中でパブリックコメントについて触れましたけれ

ども、私の友人たちに意見を出すように頼んだと。中には、パブリックコメントという制度自体があることを知らなかった人間が、実はかなりおりました。

こういったパブリックコメントみたいなものを行っているんだよという周知にも、また、募集されるときにも発信されると、利用できると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

最近、新聞を読まなくなったというふうに言われていまして、実際の調査の中でも活字離れが進んでいるというものは、顕著にあらわれているわけであります。やはり若い世代、それから、まだ60代以上の方は割と活字を読まれるということなんですけれども、それより下の世代が活字を読まなくなったという調査もあるようで、そういった世代にやはりアプローチしていくのは、こういったシステムを使うことがかなり有効だと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。

やはり、先ほどから申しているとおり、市民参画についても情報発信についてもそうなんですけれども、せっかくやるのであれば、これはやはり効果をしっかり出さないといけないもので、情報発信であれば、より多くの人に伝えなければならない。これが市民に伝わっていないのであれば、市として情報発信していますよと言っても、これは意味がない。

情報発信にしても、市民参画にしても、市としては「やっているんです、やっているんです」というアリバイづくりのようなこういうスタンスを改めていただきまして、市民に知らせたいこと、または、知らせなくてはならないことというのをどうすればもっと効果的に周知できるか。そして、どういうふうにそれが実現できるかということ、意識を持って取り組んでいただきたいということをお願いした上で、質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、20番、伊藤議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は15番、安藤議員。

〔15番 安藤 二郎君 登壇〕

15番（安藤 二郎君） おはようございます。みどりの会の安藤でございます。

地域経済活性化ということを目指してということで、少し、今、防府市には夢がなくなっておりますので、少し夢のある話をして元気をつけていただきたい。市長さん、よろしく願いいたします。

毎年、市税概要というのを発行されておりますけれども、この中から、地域産業についての一つのヒントが見えてまいります。例えば、平成18年度法人市民税の集計を見ますと、資本金50億円以上、従業員50人以上の1号法人というのがありますけれども、これが実に防府市には17社もおります。また、資本金10億円を超えて、従業員50人以

下の3号法人、これが実に162社もあります。同じく、1億円を超えて10億円以下の5号法人は109社もあります。ですから、1号から5号までの法人が全部で316社ありまして、市全体の法人市民税の税割額、総額19億2,000万円ありますけれども、これの約75%に当たります14億5,000万円は、1号法人から5号法人が納めております。

ちなみに、この1号から5号までの中に、防府市の企業はわずか4社しか入っておりません。一方で、防府市の企業は6号法人からやっと顔を出してきますけれども、6号といえますと資本金1千万円から1億円の間で、従業員は50人以上という企業です。そして、その6号から9号までの会社を合計しますと、実に1,948社。ところが、税額を見てもみますと、わずかに4億7,000万円です。

これから見えるように、防府の産業界というのは、大手企業及びその関連企業群、それと、いわゆる地場の中小企業群、この2つにはっきりと分かれていることがわかります。少なくとも法人市民税について言いますと、大手企業及びその関連企業群によって支えられておりまして、地元の中小企業群は地盤沈下の様相を呈していると言ってもいいでしょう。

こうしたことから、当市の地域経済活性化の鍵は、何といたっても大手企業及びその関連企業群を誘致すること。そして同時に、地元企業の振興を思い切って促進すること。この2点に集約されると言ってもいいと思います。

防府の歴史をひもとくまでもなく、毛利重就、いわゆる英雲公ですけれども、これが創設しました「撫育局」というのがあります。これは今で言うところの特別会計のことですけれども、これによって新田開発された土地は、塩、米をもたらしまして、藩財政を豊かなものにいたしました。後に、これらの土地が企業誘致という形で活性化の源として活用されてまいりました。

しかし一方で、米は、米を主体とする農業に活用された土地については、変転きわまらない貧弱な国策によって、今や消滅の危機にあり、今まさに我々に課せられた重大な課題となつてまいりました。本格的な企業誘致への取り組みというのは、一つの解決策ではないでしょうか。

俊乗房重源は、日本じゅうを探し歩いて、それで得た結論は徳地の柚だと。こんなすばらしいことがありますか。日本一の柚がこんなに近くにあるんです。そして佐波川の水を活用いたしました。このように防府の土地にほかの地には到底かなわない立派な資源があります。こうした資源を掘り起こして、地元企業振興の促進をしなくてはなりません。

ところで国では一昨年6月、二階経済産業大臣のもと、新経済成長戦略を取りまとめら

れました。これを受けて昨年、地域の企業立地を促進する「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」、通称「企業立地促進法」。そしてまた、地域に新しい産業を興す、すなわち地域が独自に地域資源を核として新たに産業を興していこうとする努力を支援する「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」、通称「中小企業地域資源活用促進法」を制定しまして、地方都市の再興を促すことになりました。

これらの2つの法は、まさに防府市にとっては、その歴史、地域特性から見ても、当を得た施策であり、積極的にこれらの法を活用すべきだと思われれます。

さて、行政改革によっていろいろな部門で民間委託が行われようとしております。私は基本的に、市行政の経費削減という考え方には同意、評価しておりますけれども、ここで地元企業の振興という視点から考えてみたいと思います。と言いますのは、一つは市職員の削減ということですが、削減された職員は、今、どうしているのでしょうか。市を統率する長の責任は公共の福祉であって、すべての市民が幸せを感じることです。そのためには、削減された職員の処遇は大丈夫なのかと考え及ばなくてはなりません。みんな防府市の市民なんですから。長としては、市役所だけが身軽になって喜んでいる場合ではないのです。それらを迎え入れるだけの地元企業の振興が図られていなくてはならないのです。

そしてもう一つは、「民でできることは民で」という民は、防府市内の民が基本であって、他市、他県に依存すべきではありません。まして、外資会社などというのはもってのほかと言わざるを得ません。外部に依存しなくても、民の技術力を高めておきさえすれば、いくらでも対応できるのです。地域の技術力を高めること、このことこそが、今必要としております地域産業の活性化ということであります。

さて、「出づるを制する」は、松浦市長の積極的な行政改革によって成果が見えてまいりました。これは評価されてよいと思いますけれども、もうそろそろ次へのステップ、「入るを図る」ことへ向けて積極的にチャレンジする姿勢があってもいいんじゃないでしょうか。市民はその夢を待っています。

そこで、企業誘致への備えはあるか、地域資源を活用した新たな地域産業は生まれるかという2点について、質問をしたいと思います。

まず第1、企業誘致の備えはあるかということですが、全国の企業誘致の現況について見てみますと、2002年、三重県と亀山市によるシャープの液晶工場誘致がきっかけとなりまして、地方における企業誘致に拍車をかけることとなりました。このとき、県と市、合わせて135億円という破格の補助金が話題を呼び、その後、補助金、助成金

を大幅に積み増す自治体が相次ぎました。

例えば、昨年1年のうちに、大阪府は30億円を150億円、宮崎では実に5億円を50億円、大分では10億円を50億円、長崎では11億円を30億円。福島県、5億円を35億円。浜松市では2億円を30億円というぐあいであります。ちなみに山口県は10億円のままであります。

ところで、先月3月2日、新聞報道によりますと、山口県では自動車産業による「北部九州自動車150万台構想」に県内企業も食い込んでもらうのに加え、技術力を持った中小企業群があったほうが企業誘致にも有利の思惑もあり、「山口ブランド技術創成事業」を立ち上げ、中小企業の技術力の底上げを図るとともに、県が計画した企業団地への進出企業に補助金30億円に引き上げるとしております。

さて、それでは防府市において、まず第1点、企業誘致に積極的に取り組もうとする考えがあるかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

第2点、立地地域を選定する場合の決め手の一つに港湾があります。昨年12月、三田尻中関港港湾計画は前回の改定が平成2年ですから、実に17年ぶりに改定がされました。県の取り組みというのは、当該市の熱意が反映されるそうですけれども、今回の改定はそういう意味で重要な意味を持っていると思います。その概要について御説明ください。

第3点、もう一つの決め手というのは、自治体の面倒見のよさと言われておりますけれども、現状の体制と、今後どうしていくのか、組織について御説明ください。

第4点、誘致するためには、基本的に用地が必要となるわけですけれども、積極的に企業誘致のための用地の確保はできているのかどうか、御説明ください。

第2点として、地域資源を活用した新たな地域産業は生まれるかという点ですけれども、まず第1点として、地域資源活用3つの類型と先進事例についてお尋ねしますが、地域資源の活用事例は、大体、第1点が産地技術型、第2点が農林水産型、第3点が観光資源型というふうな形でまとめられると思いますけれども、産地技術型というのは、産地の中小企業が、これまで地域において培われてきた技術や企業のネットワークを活かして、外部の専門家の助言等を組み合わせることで、差別化された製品を目指そうとするものですが、こういうことについてどのような取り組みをされているのか、全国の事例も含めて御説明をください。

第2点、防府の地域資源はどんなものがあるのか。また、それを探り当てるための仕掛けづくりはされているかということですが、県では中小企業地域資源活用促進法を受けて、山口県地域産業資源活用促進基本構想を昨年12月、改訂版として提案されております。特にこの中で、山口地域中小企業育成基金の創設が提案されております。この構想の概要

と合わせて御説明ください。また、これらに対する防府市の対応、わかれば県内他市の状況について御説明ください。

第3点、山口県における県産材の活用状況。山口県が実施している県産木材利用促進事業について、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問といたします。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、地域経済活性化を目指しての御質問にお答えをいたします。

本市は佐波川のはぐくむ県内随一の平野や、重要港湾三田尻中関港など企業立地に適した環境のもとに、先人の御努力などにより臨海部の塩田跡地及び埋立地を中心とした企業誘致に成功し、自動車産業をはじめとした多くの企業が進出し、それ以前から立地してありました企業とともに、県内有数の工業都市となっております。これらの企業の生産活動に伴う、その製造品出荷額は県内でも1、2を争うものでありまして、これが本市の活力源の1つになっております。

そこで1点目の、企業誘致に対する取り組みについての御質問でございますが、まず、企業動向がやや活発になり始めた平成14年から昨年までの間について見ますと、自動車部品製造関係等の企業4社が本市に進出されるとともに、市内の複数の大手企業において数十億円から百億円規模の生産設備の増設、更新が積極的に行われております。これらの企業進出と増設にかかる投資額は合計で約190億円にも上り、雇用の面におきましても市の奨励措置の対象となった新規雇用従業員数が平成19年末で246人、今後も200人を超える雇用が予定されております。

また、昨年、百数社の企業を、積極的に企業訪問をいたしておりますが、その中で、おかげさまで1社の進出と2社の増設に伴う進出協定の締結を行うことができました。このように最近の6年間におきまして、合わせて14件の企業の新設、増設が行われております。本市の産業振興と雇用の拡大に多大な御貢献をいただいているところでございます。

工業立地促進法に基づく基本計画策定についてでございますが、地域の特性、強みを活かした企業立地促進などを通じ、地域産業活性化の実現を目指す、「企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する法律」、いわゆる企業立地促進法に基づく取り組みにつきましても、現在、山口県において企業立地支援の取り組みを明確にする基本計画を策定するため、県内の市、町と協議する地域産業活性化協議会の設立に向け、情報収集が行われている段階でございます。

本市といたしましては、今後、県の動向を見きわめるとともに、企業訪問を行う中で、企業の意向を確認しながら、協議会への参加を含め、検討してまいります。

2点目の御質問でございます三田尻中関港湾計画の概要につきましては、後ほど、担当の土木都市建設部長より答弁いたさせたいと思います。

3点目の、企業誘致に係る現状の体制と今後についての御質問でございますが、立地決定から操業までのスピードを重視する企業にとりましては、短時間に対応できる自治体側の、いわゆる面倒見のよさが企業誘致を進めていく上で大変重要であると、私も認識しております。このことは本市にとりまして大変な出来事ございました、カネボウ株式会社の本市からの撤退に際しまして、直ちに市役所内にカネボウ関連対策本部を立ち上げまして、山口県、ハローワーク、商工会議所、金融機関等と連携をした迅速な対応によりまして、厳しい中でも幸いにして平成17年にはカネボウ防府工場跡地に製造業等の企業、4社が進出されたところでございます。

これも常日ごろから、企業との良好な関係をつくり上げてきた成果の1つではないかと認識をしているところでございます。今後も企業にとって、面倒見のよい防府市と思われるように、積極的に企業訪問を実施する中で、新年度には、外から見てわかりやすく、ワンストップサービスの行える担当部署としての、企業立地推進室を設置することといたしております。

4点目の、企業誘致の受け皿となる事業用地の確保についての御質問でございますが、現在、防府市では企業誘致のための用地を所有しておりませんので、市内の企業未利用地を有効に活用するため、所有者と協議しながら企業誘致に努めているところでございます。その成果は、先ほど申し上げましたように、着実に上がってきておりまして、問い合わせも数多く、これを新たな誘致につなげてまいりたいと考えているところでございます。

引き続き、これからも企業訪問を積極的に実施しまして、昨年12月定例市議会において議決していただきました、土地取得助成制度のPRに努めるとともに、企業誘致の受け皿となる不動産情報等の収集や、企業動態の把握に努めまして、企業立地の誘導を図ってまいりますので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、先ほど申し上げましたように、土木都市建設部長並びに産業振興部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 私のほうから、2点目の、改訂された三田尻中関港港湾計画の概要についてお答えします。

今回改訂された港湾計画では、三田尻地区と中関地区について明確な位置づけがなされ、

三田尻地区は交流・防災の拠点として、中関地区は物流の拠点として、機能がそれぞれ分担されることになりました。

このうち、三田尻地区については産業構造等の変化による貨物量の減少に伴い、港の利活用が図られていない現状を踏まえ、今後は市民に開かれた港として、再編整備されることになっております。具体的には、大型クルーズ客船の寄港に対応するための航路幅の拡幅や、プレジャーボート等を収容する小型棧橋の設置など、交流施設の整備が計画されており、今後は港湾背後の観光拠点等とも連携してにぎわいの場の創出を図ることになっていきます。

また、県央部に立地する港湾として、震災などの有事に備えた、耐震強化岸壁の整備や、三田尻大橋の耐震化及び緑地整備などによる防災機能の拡充のほか、人工島の建設に伴う緑地、海浜などの環境施設の整備、さらには港内静穏度の確保を図るため、新たに内防波堤の設置が計画されるなど、安全面への配慮も図られています。

一方、中関地区については、背後圏に立地する自動車産業を中心とした企業の生産の好調な推移により、取扱貨物量は急激に増加していることから、さらなる物流機能の強化が図られることになっていきます。

具体的には、大型船に対応したマイナス12メートル岸壁の増設や、これにあわせた航路や泊地の整備をはじめ、臨港交通体系の再編整備による臨港道路のつけかえ整備のほか、港内静穏度の確保を図るため、新たに内外防波堤の設置が計画されるなど、安全面への配慮も図られています。

市としましても、これらの施設が早期に整備されるよう、国及び県当局に対し、引き続き要望してまいりたいと考えていますので、今後とも御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 市長さんから意欲的な話を聞きまして、大変、私としては頼もしく思っております。

若干質問させていただきますが、たしか先月の半ばぐらいだと思いますけれども、北九州市で東芝が進出する予定がだめになりました。これについては、市長さん、把握していらっしゃいますか。お尋ねをいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 存じ上げません。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） こういう情報は、ぜひ確実にチェックしていただきたいんで

すけれども、何を言いたいかと申しますと、企業誘致には、ただいまのように面倒見のよさとか、それから用地の確保とか、そういう重要な要素はありますけれども、最後に決め手となるのは政治力だと、こういうことだそうでございます。

北九州市の市議会議員といろいろ話をしましたけれども、「やはり最後は、安藤さん、政治力ですよ」ということになりました。ぜひ市長さんも、トップがやはり動かないと動きませんので、ひとつよろしく願いをしたいというふうに思います。

それから、次の質問ですけれども、改めて企業誘致を盛んにしていきたいということで、立地推進室というのを立ち上げるという説明がございましたが、これは何名くらいのことになるのか御説明をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 私のほうから、お答えを申し上げます。

今、御紹介ありました企業立地推進室につきましては、この4月から当面、企画政策課のほうに設置をしたいというふうに考えております。人員といたしましては、室長という形で1名。あとは、現企画の職員と一緒にやるということでございます。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 一応、推進室をつくるということで、その意欲はわかりますが、室長1名に企画室の人をやるというようなことは、全くやる気があるのかないのかわからんような話でございまして、企業誘致にとって一番大事なのは営業力なんです。

ですから、この前から企画員に言っておりますけれども、営業力がない限り企業誘致はできませんと。だから、現業と兼業の職員では絶対できませんと。だから、市庁舎の中におまえたちの机は要らんと。立地推進室の営業マンはいつ顔を見るかわからん。いつでも東京や大阪をふらふらしとると。そういう状況の営業員が1人や2人はいないと、本当に企業誘致はできません。今までに何件の失策をしてきたかわかりません。そのぐらい防府市は損をしております。そういう、基本的に、「おれたちははやるぞ」という姿勢を見せていただきたい。そういうことをお願いします。

それと、もう一つお願いは、それを議員がほっとくというわけにいきません。議員のほうも特別員を指名して、これも営業員として、ふらふら、ふらふら。ですから、議会に、ある時は出てもらわないかんが、それ以外はちょっと顔を見ないというふうな議員を2名くらい、若手のばりばりを指名したいと思います。その辺で、ちょっと市長さん、予算を付けたいと思いますので、ひとつよろしく御支援のほどをお願いしたいというふうに思います。それが要望です。

それから、もう一つ。企業誘致の用地の確保の件ですけれども、1つは、ちょっと時間がないんであれですが。女山の西に鹿角開作というのがあります。あれの西部に、実は特定保留地を一般保留地にして白地の土地があります。約57ヘクタールぐらいあります。マツダが80ですから、かなりの広い敷地があります。これは早速、市が買い上げていただいて、企業用にどうかと思いますが、いかがでございましょう。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員、御指摘の土地も含めて、あそこではどうだ、ここではどうだ、農政局にも行って見たらどうだというような会話は、既に2年以上前からいろんな形でいたしております。それが企業誘致であったり、あるいは住宅団地造成であったり、いろんなことでもあるわけではありますが、しかしながら、今、現時点では、その投げかけをしておるという程度で、まだ具体的な動きには相なっていないと、私は把握しております。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） いろんな話何だかんだとありますけれども、今、言われたように、素直に市長さん、認められましたけれども、話だけじゃ話にならんわけです。それが実際にどういうふうにするかということ、きちんと方針を支持して営業マンに伝えないと、営業になりませんので、ひとつよろしくお願ひしたい。

もう一つはJTの土地があります。これが約9ヘクタールぐらい、民地を入れると12ヘクタールぐらいあるわけですが、これについても活用の価値があると思うんです。JTのほうはもう手放すという話になってはいますが、ところがあの土地には何が埋まっているかわからんと、何じゃかんじゃ、皆さんは勝手なことを言っておりますけれども、確かな情報は1つありません。どれが正しいのかさっぱりわからん。だけでも評論家のように言っております。

大事なことはそこに何が埋まっていて、土地の状況がどうであるか、だれが把握するんですか。そんなことぐらい、市でちゃんと把握したらどうですか。あれをボーリングするぐらいのことは簡単なことです。ですから、あれをきちんと市で把握して、こういう場合はこういうふうにできますよという説明が、きちんと営業マンに説明できるように、ひとつよろしくお願ひをしたいというふうに思います。

以上で、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、地域資源を活かした新たな地域産業は生まれるのか、に対する答弁を求めます。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 私からは、地域資源を活用した新たな地域産業は生ま

れるかという御質問にお答えをいたします。

まず、1項目でございますが、地域資源活用の3つの類型と先進事例についてでございますが、県におきましては、昨年8月22日に、山口県地域産業資源活用促進基本構想を策定されました。その中で、地域産業の類型として、議員、御案内のとおり、第1といたしましては農林水産物、第2といたしましては鉱工業製品及びその生産技術、第3といたしまして観光資源等を地域資源の枠組みとして位置づけをしております。

全国の地域資源の活用事例、先進事例でございますが、農林水産品を活用した事例がございます。これは北海道の留萌市の事例ですが、水産廃棄物でありますサケの皮、この皮よりコラーゲンを抽出・精製する技術を、大学や公設の試験場と共同で研究し、実用化した製品がございます。

また、特色ある技術を活用した事例といたしましては、愛媛県今治市でございますが、風力発電を利用することで環境に配慮した、品質・デザイン性に優れたオリジナルタオル、「風で織るタオル」の開発・販売に取り組んでおられます。

次に、観光資源等を活用した事例といたしましては、鹿児島県の指宿市では地域の旅館、ホテルが連携しまして、黒豚や地鶏、ニガウリ等の地場産品に運動を組み合わせた「食・運動・温泉」、これをキーワードに新たな観光資源に取り組んでおられます。

次に、本市の地域資源についてでございますが、防府市は長い歴史にはぐくまれた文化財、観光資源、豊かな水、緑の山々、豊かな平野、そして温暖な自然の中ではぐくまれた多くの農産物がございます。また、南のほうになります。瀬戸内海に接しておりますので、さまざまな海産物の特産品も多くあります。具体的なものとしましては、農林水産物といたしましては、天神はも、あゆ、天神みかん等。鉱工業製品及びその生産技術といたしましては、かまぼこ、ちくわ、外郎、陶器等があります。観光資源といたしましては、防府天満宮、阿弥陀寺、毛利邸、周防国分寺等がございます。

昨年11月には、地場産業振興センター内におきまして、「売れるものづくり支援事業委員会」を設置いたしまして、ことしの2月からは相談員が企業を訪問しまして、中小企業支援施策の説明や、セミナーや展示会の開催等の情報提供に努めております。

今後もさらに新たな地域資源を探り当てるためにも、このような相談員制度を活用するとともに、地場産業振興センターや商工会議所等と連携しながら、市広報、市のホームページ等を通じて、広く企業、市民の皆様には防府市の地域資源についての情報の提供を行うとともに、御意見を承ってまいりたいと考えております。

今、お答えしましたのに、ちょっと加えさせていただきます。

先ほど、安藤議員さんが壇上で、県の示しております基本構想の概要と基金の制度につ

いての御質問をされておりますので、この項にも御答弁をいたさせていただきたいと思っております。

もう既に御案内のように、昨年、国のほうが地域資源活用促進法を施行いたしました。これを受ける中で、各都道府県では基本構想を策定しておるわけですが、山口県においても基本構想が策定されております。

この概要を一口で言いますと、先ほど、ちょっと防府市の地域資源の事例も申し上げましたが、各市、各町の地域資源を、この構想におきまして指定をしていくというものでございます。この指定をする中で、その地域資源を活かした中小企業の方々の創意ある事業活動を促し、またそれを活潑化させていこうということでの構想であります。

したがって、この構想に基づきまして、中小企業に対する支援が必要になるわけですが、主な支援の中身につきましては、中小企業の人材確保、また、育成支援。また2点目としましては、中小企業の新事業展開支援等々がございます。

次に、基金の件でございます。これは、地域産業活性化基金のことでございますけれども、これは山口県の関係でございます。やまぐち産業振興財団が国の独立法人中小企業基盤整備機構と協力しまして、先ほど申し上げました地域産業活性化基金を創設していらっしゃいます。この運用益を利用しまして、中小企業の思想に基づく操業、また、経営革新に取り組んでいらっしゃる、そういった中小企業に対して、また、そういった意欲がある中小企業に対しての支援を行っていこうとするものでございます。

今、申し上げました答弁、つけ加えさせていただきます。

それと、最後の御質問になっておりますが、山口県における県産材の活用状況についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の助成制度でございますが、この制度は、山口県が平成18年度に制定した県産木材利用促進の助成制度で、県内にみずから居住するために新築する一戸建ての木造住宅で、延べ床面積が80平方メートル以上、基準を満たした県産木材の構造材に占める使用割合が60%以上等の要件を満たしている場合、1戸当たり50万円の定額助成をするものでございます。この制度を利用された棟数につきましては、平成18年度が県内で60棟、そのうち防府市は9棟、19年度が県内で93棟、そのうち防府市は18棟の助成制度の利用実績がございました。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 大変丁寧に御説明いただきましてありがとうございました。

それで、若干質問させていただきますが、先ほどちょっと、いわゆるタオルの話があり

ましたが、タオルの話は、ちょっとつけ加えなきゃいけないのは、「風で織るタオル」というのは、どうして「風で織るタオル」と言うかということ、そのタオル工場はすべて風力発電で賄っておるということで、「風で織るタオル」ということがブランド化されているということでございます。いわゆる四国のあれですね。この会社は、「オーガニック・コットン・テキスタイル」として認定されておるそうですけれども、素晴らしい取り組みでございます。

それからもう一つ、皆さんよくテレビで御存じの、上勝町の「いろどり」という、もみじの葉っぱをつまみにしているというようなこともありますけれども、きょうはちょっと、ここに、実際のお隣の広島県の熊野町でブランド化された物をちょっとお持ちしましたので、市長さん見ていただきたいのです。熊野町というのは私、書道をやりますので、書の筆ですね。筆の80%は既にあるんですが、実は中国から、今、安い筆がどんどん入ってきてかなり厳しくなっているということで、何か考えなきゃいけないといったのが、これが熊野の、女性用の、化粧用の筆をつくってしまいまして、それで、今はもうブランド化してしまっております。これ、私、実はすぐ取り寄せたんですけれども、素晴らしいですね。この一番太いのがチークですから、ほっぺたを女性じゃないと分らんか。これがリスの毛です。それからアイシャドーとリップ、これがイタチの毛。ぜひ市長さんにこのリスの毛を触っていただきたい。これが素晴らしいんです。

このように素晴らしい物があちこちでブランド化して、今やそういう時代に入ったということでございます。そういう意味で大いに地元の資源を活用していただきたいということが1点です。

それから次に、防府市に資源があるかどうかということで、先ほどはっきりよく分からなかったんですけれども、「売れるものづくり支援事業委員会」というのを立ち上げて、各企業を回っておりますという話がありました。この「売れるものづくり支援事業委員会」はどのような委員会で、今、何をされていて、何か成果があったか、その辺についてお願いします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） はい、今のものづくりの支援事業の委員会についてお答えを申し上げます。

この委員会、まだ設置をしましてそんなに日数がたっているわけじゃございませんが、先ほど御答弁で申し上げましたように、相談員を2名ほど配置しております。これは、こういった役割を持っているかということになりましようけれども、今、先ほど県がつくられました基本構想等の話にも触れておりますが、また、国のほうではさまざま、いわゆる

やる気のある中小企業者に対しての支援・助成を行っていくという、さまざまな制度が設立されております。

そういった国の支援、また、県の支援等々含めまして、おたくの企業では頑張ってもらえませんか、こういった制度も助成事業もありますよということでの、まず、宣伝も1つ役目としてあります。

それともう一つ、これが最も大事になろうかと思うんですけれども、市内の中小企業の方々に、現在生産されていらっしゃる、そういった品目に、まだ付加価値を加えるような開発努力をされてみてはいかがですかという、そういった意欲を促していくことの役割を持っていらっしゃると思います。

そういったことで、先ほど設立されてあまり日がたっていないと申し上げましたけれども、既に、そういったことでの相談員の方々が、市内約三十数カ所回っていらっしゃいます。その中で、やはり先ほど、地域の産業ということで練り製品等々の、また、観光資源のお話もお伺いしましたけれども、今、相談員の方々が中小企業を回られる中で、ユニークな、いろいろ取り組みを検討していらっしゃる場所もあります。

ちょっと事例を挙げてお答えしたいと思いますけれども、例えば、レーダーを使った切断機というのがあるんですけれども、これを活用してお土産品になるような物の加工ができないかと、そういった検討の事例が1つあります。

それと、廃棄物の1つなんですけれども、小豆の繊維が廃棄物として出てくるらしいんですけれども、ここらあたりを別の製品化できないかという検討。また、天神はもの取り組みが一昨年から続いておりますけれども、これはものさらなるブランド化をしていくためにはどうしたらいいだろうかという御検討等々も、積極的に考えていらっしゃる中小企業があるということでございます。

そこらの御報告を申し上げながら、答弁とさせていただきますと思います。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） わかりました。

先ほど、ちょっと部長さんの答えでわかりにくかったと思いますので、最初に言われたのは「レーザー切断」ですね。「レーダー」と「レーザー」を間違えないようにしないとあれですよ。レーダーは、今、防衛省がやっているのはレーダー。レーザーというのはレーザーですからね。レーザー切断機ですね、これで何かできないかと、これは非常におもしろい提案じゃないかなと。例えば、そういうことをいろいろ会社を巡ってですね。

こんな委員会があるなどということは、市民は知りません。議会も知りませんでした。そういうことではだめだと思えます。この委員会はものすごく重要な意味のある委員会

ではないかと思うんです。そういう意味で議会にもきちんと説明をされて、こういう委員会がもっと広がりを見せる。そうすることによって防府市内の資源を開発できるというふうに思うんです。

ちょっと、1つだけ紹介しますと、山形に「山形カロツェリアプロジェクト」というのがあります。カロツェリアというのは工房という意味ですけれども、山形県が古くから、鋳物、木工、じゅうたん、これを活用しましょうということで 実際は、これを手がけたのは、イタリアの名車フェラーリ。これをデザインした人が山形市内にいまして、その人を中心にしてこのカロツェリアプロジェクトが4年前に始まったんです。ところが、昨年、既にパリの重要な所に出店をしましてですね。この名前は、ちょっと、フランス語なんでややこしいんで そこへ出店しまして、相当な取引を得たというふうになっております。

このように地元で、実は今、ものづくり支援事業委員会ですか。こういうものに防府市が、いわゆるプロジェクトマネージャーとかマーケティングマネージャーを導入して、積極的に手がけていくと。そういう積極的な対策をひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それと県産材の話ですけれども、今、18年度から県で、3年計画で県産材を使った場合には、いろんな審査ありますけれども、とにかく1棟当たり50万円の補助金を出しますよということで、18年度は約60何棟、19年度は既に90何棟ということで、もう、格段に増えています。これは補正予算で組んで50万円出しますということになっておりますが、19年度で防府市がそれ18棟ということで、先日、ちょっと新聞に出たと思えますけれども、下関では安成工務店というのが、非常に積極的にそういうことに取り組んでおりますので、下関が25棟ぐらいいたしかあったと思いますが、90棟のうち20棟近く防府市が占めておりますので、そういう意味では、非常に価値あることであるというふうに思っております。

それは、県の方と話したんですが、「50万円というのはかなり寂しいですね」と言ったら、「あくまでも我々はそれで努力しております」と言って、いわゆる役人の答弁しかもらえませんでしたけれども、60棟が90棟まで来たわけですから、だから、それだけに、取り組む姿勢を示してほしいと思います。

ここで御提案ですけれども、50万円ではいささか少ないと。防府市でもそれに参加したらどうかと、それに上乘せをしたらどうかということで、県の方と話したんですが、県の方が上乘せしてくださいよという話がありました。それで、50万円にしたら県のメンツもあるので、ちょっとぐあいが悪いかと。だから、「まあ、30万円ぐらいならいいん

じゃないか」と言ったら、「ああ、30万円ならいいですね」という話で、30万円で19年度20棟600万円です。このくらいの助成をしたらどうかと。そうすることによって、県産材の活用がどんどん増えていくと。50万円で20棟ですから、80万円になればこれが50棟ぐらいになるかもしれません。

ひとつそういう県産材を活用するという意味で、そういう上乘せ助成制度を提案するんですが、市長いかがでございますか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 紋切り型の答弁になりますが、現在ある制度が活用されているということでもあります。18棟が防府市で使われているという制度が使われておられる方があるということでもありますので、そこら辺の全体のバランスなどから、いろいろ勘案して慎重に検討をさせていただきたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 通常、慎重に検討するというのは2種類あって、やらないという意味と、やはりやりましょうという意味があるそうですが、恐らくやっていただけるだろうということを期待いたしたいと思えます。

それから、もう一つ貴重な資源として海の資源があるんですが、御存じのとおり、潮彩市場が今から始まるということです。これは、防府市の誇るべき資源の1つであろうというふうに思います。

私は、この計画が出されたときに、既に、あれを活用して周辺を活気あるものにしようやという提案をずっとしてまいりました。にもかかわらず、何の提案もありませんでした。ところが、さあ今から完成しますよという段になって、実は「みなとオアシス」という案が出てまいりました。はてはて、何で今ごろ出てくるのかというふうに思いますが、ぜひ、この「みなとオアシス」、これの事業登録を早急にやっていただきたいと思いますと思えますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 私のほうで担当しておりますのでお答えします。

「海の駅」と「みなとオアシス」の事業があるわけですが、「海の駅」のほうにつきましては、補助制度はありません。その点におきまして、「みなとオアシス」の事業を使いまして、県で行われるハード部分については耐震護岸、緑地、海浜の整備等は、その辺りで行っていただいて、私どもにつきましてはモニュメント等、いろいろのソフト面での市のタイアップをするという形で、みなとオアシス事業を申請しようというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） どうもありがとうございました。

本日、質問しました、企業誘致並びに地域資源の活用ということは、将来に向かって夢のある話をしようやということでした。市長さんに最後のお願いですけれども、今からは、少しは、削ることばかりでなくて膨らむことも考える、夢のある話をしてください。よろしくお願いします。

以上をもって質問を終わります。

議長（行重 延昭君） それでは昼食のため、1時まで、ここで休憩をいたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を続行いたします。

次は14番、今津議員。

〔14番 今津 誠一君 登壇〕

14番（今津 誠一君） それでは、質問させていただきます。

防府市と言えば天満宮、天満宮と言えば菅原道真公が愛された梅を連想しますが、この梅を活かしたまちづくり、題して、「芳府」梅のまちづくりを提案させていただきたいと思えます。

ある山すそに紅白の梅の花が約1万本咲きこぼれ、あたり一帯がたおやかな梅の香りに満ち満ちています。そこでは、メジロやウグイスが梅の花のみつを無心についばんでいます。そして、時折吹く東風に乗って、その梅の香りがまち全体に漂っています。

そんな情景を思い浮かべてみてください。さぞかし壮観で、ここは桃源郷ならぬ梅源郷かと錯覚しそうです。

私は、以前から梅を活かしたまちづくりを温めてきましたが、日本三天神の1つがある防府市の特性を考えたとき、梅を活かさないと確信するに至りました。

寒気の中でたおやかな芳香を放ちながら、りんとして咲く梅の花はどこか気品があって、古くから日本人に愛されてきました。この梅を育て、美しい品格のあるまちづくりに活かしたいと考え、梅1万本植栽計画を提案いたします。

この計画が実現すれば、第1にすばらしい景観が想像されます。第2に観光の資源となります。第3に梅の実を活かした産業の創出も可能です。第4に休耕田に植えれば、その活用になります。第5に市民が梅の実を食べて健康になります。

この一石五鳥の効果が期待される梅1万本植栽計画を、市長をはじめ執行部の皆さんの

御理解をいただき、ぜひ実現したいものだと思います。これから煮詰めていかなければならない課題は多々ありますが、まず、この着想について、どのように考えられるかお尋ねいたします。梅についての質問ですから、ぜひ、花も実もある答弁をお願いいたします。

次に、アンテナ職員の配置についてお尋ねいたします。

今、全国の自治体において、さまざまな行政分野における諸課題について、職員等の英知を集め、すばらしい画期的な秘策を実施している県や市町村があります。このような秘策の事例とその内容が、さまざまなメディアで紹介されています。

例えば、時事通信社が毎日発行している官庁速報があります。私もなるべく目を通すようにしてまして、斬新なもの、防府市で活かそうなものは覚書に記録しています。このような情報を収集・精査し、防府市に活かすためのシステムを構築すれば、一段と質の高い行政を実現することができると思います。

そこで、市長部局でも官庁速報を回覧していると聞いていますが、情報収集担当者を各課に1名割り当て、当該課で重要と認めた事例を精査した上で、上部組織に上げ、そこで協議・検討し、また、決定するシステムを構築することを提案いたします。

次に、官学共同あるいは産官学共同についてお尋ねをいたします。

官学共同・産官学共同は、大学のさまざまな分野にわたる研究成果を行政や地域産業の育成・振興に活かすシステムとして、今、非常に評価されています。ある大学は、これを「卓越した知の活用」と呼んでいます。これは、あらゆる行政分野に活かすことができま

すし、これからの地域再生やまちづくりにとって極めて有効なシステムだと思います。この産官学共同は、それぞれが互いにメリットを享受し合える関係かと思います。すなわち「産」は大学の研究成果をもとに、起業や新産業の創出、既存企業の育成・振興等に活かすことができます。行政もさまざまな分野にわたる政策の実現に活かします。大学の知を活かした地域社会への貢献の実現や、知的財産の取得・確保に有効です。

この、いわゆる三方一両損の関係にある産官学共同は、今後もさらに普及・拡大するものと思われます。既に、山口県はもとより、県内の市でもこれを積極的に推進しているところがあります。特に山口大学地域共同開発センター等、公的な技術支援施設を多数有している宇部市は活発な活動を展開しています。

防府市もおくればせながら、「学」との正式な連携協定を早急に締結し、このシステムのメリットを活かした地域振興を推進すべきだと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

最後に、起業家の育成と支援についてお尋ねいたします。

今、防府市に限らず、全国の地方都市は一部の例外を除いて、そのほとんどが疲弊・衰

退しています。衰退の最大の原因は、雇用の不足、人の不足、物、金、情報の不足と考えます。中でも、雇用の不足と人の不足は重大なファクターです。この二つのファクターを克服しなければ地方の再生はあり得ません。したがって、防府市を再生するには、働く場づくり、人づくり、人集め政策が不可欠だと思います。働く場づくりの具体的施策としては、これから申し上げる5つの施策が考えられます。

まず、第1に起業の促進による雇用創出、第2に新産業の創出による雇用創出、第3に既存の中小企業の育成・支援による雇用創出、第4に企業誘致による雇用創出、第5に観光、商業、農業等の振興による雇用創出です。

きょうは、1の起業の促進による雇用創出に焦点を絞り、起業家の育成と支援策について提案したいと思います。

私は、防府市再生の条件として、まず、市民がみずから立ち上がる、自立するという意識を強く持つことが必要だと思います。特に、若者、女性、団塊世代の退職者等がチャレンジ精神を持って、若者は若者特有の時代感覚と斬新なアイデアを活かし、女性は女性特有のデリケートなセンスと能力を活かし、退職者等はこれまで培った経験と技術を活かし、ビジネスを立ち上げて、産業の活性と雇用の創出を図ることが極めて大事だと思います。また、行政にはこれらの起業への挑戦を積極的に奨励し、また、支援する役割を担う責任があります。

そのような観点から、具体的な支援策等を盛り込んだ、仮称、「防府市起業家育成支援条例」を制定することは非常に意義があると思います。既に先進自治体は早くからこのような条例を制定し、実績を上げています。この条例の制定を提案いたしますが、いかがでしょうか。前向きな御回答を期待いたします。

以上、4点にわたり質問いたしました。時間の都合上、答弁はできるだけ短くお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 14番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず、「芳府」梅の香りのまちづくりの御質問についてお答えいたします。

本市には、梅・桜・ツツジ・サツキ・アジサイ・モミジ等、四季を通じて色鮮やかな花と緑があり、これらが市民の貴重な財産となっております。以前から議員より、市有地や休耕田を活用した、1年じゅう四季の花と緑に満ちた潤いと品格のあるまち、また、オーブンガーデン制度の導入という提案をいただいているところであります。

今回は、梅の香りのまちづくりとして、梅1万本植栽計画の構想の御提案でございます

が、観光地であります防府天満宮、さらに、菅原道真公につながる梅に注目され、梅により、すばらしい景観、観光の資源、休耕田の活用、さらに梅の実を活かした産業、健康と、いろいろと梅の活用・効用をお示しいただいたことは大変興味あるものでございます。

御案内の防府天満宮では、近年、梅が咲くこの時期に「梅まつり」を開催され、梅を使った観光客の増加に力を入れておられます。天神山には「梅の小径」と称する散策路をつくれ、現在、天満宮の周辺では約1,100本の梅が植えられているとお聞きしております。

さらに、この10倍に増やしていく御提案は夢のある計画でございます。天満宮境内、あるいは周辺だけでなく、天満宮を中心にして地域一帯で梅が咲き誇る風景となれば、すばらしい景観となり、花いっぱいのもちづくりにも貢献し、市民にいやしを与え、さらに、観光客の誘致等への起爆剤になるものと考えております。

植える土地等につきましては、先ほど、議員御案内の休耕田等の活用でございますが、梅という文化を市民が理解し、梅をめぐる気風が市内全域に広がっていけば、土地を所有する方々にも梅への御理解が行き渡り、土地の確保も可能となることから、梅の本数も増えてくるのではないかと考えます。したがって、御提案を実現させるためには、市民の皆様のご協力も必要となってまいりますので、梅に関してPRや、防府天満宮にもっと梅林を増やしていただくことができないか、御協力のお願い、さらに市の緑化推進委員会にも実現する方向について投げかけてみるなど、今後の研究課題として検討させていただきます。今後も、御意見、御協力をいただければ幸いに存じます。

次に、アンテナ職員の配置についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、地方を取り巻く環境は、少子高齢化、地方分権などと相まって、大きな転換期を迎えております。こうした転換期の中、自治体みずからがその知恵と工夫により、地域の発展を目指すためには、より簡素で、より効率的な行政運営を行っていかねばなりません。現在、本市では第三次防府市総合計画に掲げる、「元気が織りなす大好きなふるさと防府」の実現に向け、職員一丸となって各種施策を実施しております。

さて、議員御提案のアンテナ職員の配置につきましては、日々発信される情報の中から、本市に有益な情報を収集し、市民ニーズや社会経済情勢に対応した、施策の計画、実施、検証過程に取り入れるシステムでありまして、地域の特性を活かしたまちづくりを進める上において大変有効な方法と考えております。

現在、本市では国や地方の動向等の情報を共有できるように、官庁速報等を関係課に供覧し、行政の施策の計画・実施に役立つよう努めるとともに、職員の建設的な発想や、改善、意見を行政の中に取り入れる、職員提案制度を実施しております。また、職員が市民

の視点で行動できるように意識改革を促すため、昨年からは、行政品質向上プログラムや、私も講師として参加いたしております、「暮れ六つTryあぐるセミナー」を実施いたしております。さらに、この4月から国の内閣官房地域活性化統合事務局に中堅職員1名を派遣することとしておりまして、そこで職員が地方行政を鳥瞰的に眺めるとともに、最新の行政情報を収集することができると考えております。

また、職員研修の一環として民間の顧客本位の経営感覚をじかに学ぶことで、市職員の視野の拡大と意識改革を促進するため、市内の民間企業への若手職員の派遣を検討しております。

今後も効率的でスピード感のある行政運営を推進するため、職員の資質向上及び意識改革を促す取り組みを積極的に取り入れていくとともに、引き続き防府市のまちづくりに有益な情報を収集し、それらを活用する総合的なシステムづくりについて検討して参りたいと考えております。

残余の御質問につきましては、産業振興部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 14番、今津議員。

14番（今津 誠一君） それでは、まず、梅の香りのまちづくりについてであります。私の着想についてどのようにお感じになりますかというお尋ねに対し、大変興味があるものだという御理解と御評価をいただき、大変ありがとうございます。

それで、今後の実現に向けての課題というのが当然あります。それで、まず第1にどこに植えるかという課題があります。それから、だれがどうやって植えるかという2番目の課題。それから、予算的なものはどのようにするのかと、こういう大体大きな3つの課題があるかと思えます。

それで、この課題を解決というか、この計画を実現していくために、私、ちょっとお願いがあるんですが、まず、市の企画政策、この計画全体を把握して考えてもらう。それから都市計画、これはどこに植えるかということに関係してきます。それから観光ということで、観光課がかかわります。それから休耕田の活用ということで農業農村、これがかかわってきます。この4課で計画実現のための庁内協議会を発足させていただくといいなと思えますが、この点についてはいかがでしょう。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） かなり広範な関係部が担当しなければ、この種のプロジェクトを実現していくことは不可能と思えますので、このプロジェクトを推進するか否かということも、予算を伴うことでもございますので、検討の委員会をまず立ち上げて、そして、それを実施の委員会に切り替えていくというような手法を持って、考えて進めていきたい

と思っております。

議長（行重 延昭君） 14番、今津議員。

14番（今津 誠一君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、この計画を少し観光の視点から考えてみたいと思うのですが、まず、光市の冠梅園というのがあります。これは梅の公園ですが、実はこれ、重川議員さんに教えていただきまして、早速、私、2月の13日に行ってまいりました。光の天満宮の裏山に約100種類、2,000本の梅の木が植栽されております。山のちょうど頂上付近に行きますと瀬戸内海が眺望できまして、非常にいい景色でありました。ここで、毎年梅祭りが開催されておりまして、約1カ月の開催期間中に、16万人程度の観光客が来ておると、去年は16万2,000人の観光客が来た、このようにお聞きしました。

それに比べまして、防府天満宮、これも二、三年前から梅まつりを始めておるようですが、現在のところ二、三万人の観光客、あるいは来訪者にとどまっているというところがあります。光の人口は約5万人です。まちの規模、あるいは天満宮の規模から言うと、防府のほうがはるかに大きいわけです。現状としては、光市に劣っているということで、非常に残念な気持ちではありますが、その後、私、梅の分布状況はどのようになっているのかということを知りたいと思ひまして、都市計画課長と行ってまいりました。境内に約500本、それから天神山公園、ここに600本、合わせて1,100本、16種類あるそうです。

天神山公園の600本は、先ほど市長も申されました、公園内にある梅の小径にほとんどが植栽されております。この梅の小径、私、非常にいいなと思ひました。私も、実は初めて行ったのですが、市民も知らない人が結構多いと思うので、これぜひ、もっとPRしていただきたい。実際に今、どの程度市民が知っておるのか、ちょっとアンケート調査なんか、100名程度で結構ですから、してみられたらどうかと思います。

ただ、残念なことにほとんど手入れがされておりません。雑草は生え放題、剪定は全くなし。よく「桜切るばか、梅切らぬばか」と申しますが、本当に梅切らぬばか状態になっています。ここを整備すれば、私はぐーんとこの梅の小径のグレードというものが上がってくるのではないかと。したがって、この天満宮の梅まつりを開催する中で、今後、観光客も相当数、20万人程度来てもおかしくない、夢ではないというふう感じております。

そこで、市長さんに御提案するのですが、行政は現場主義が大事ですが、ここを市長さん、見られたことはございますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 何度も見ております。

議長（行重 延昭君） 14番、今津議員。

14番（今津 誠一君） 何度も行かれておると、ここの状況がどういうものであるかということも、十分御承知のことと思います。先ほど申し上げましたように、あのような全く手が入れられてない状態ですので、ここを何とかする次の一手を考えていただきたいと、このように思います。いろいろと知恵を使って、市民の維持管理におけるボランティアの活用もありましょうし、そういったことも、ぜひ考えていただきたいと思います。

それから梅の小径を、ぜひ、一流のガーデナーに見てもらってはいかがでしょうか。それで、ここをこういうふうに整備すれば非常にグレードが上がるということも、専門家の意見も参考にして整備をしていただけたらと思います。

それから、この公園は市が管理するということになっておるようですが、この梅全体を考えていく中で、天満宮とよく協議をしていかれたらいいのではないかなと思います。

それから最後に、農業、新産業創出という視点から、ちょっとお尋ねしますが、休耕田を活用してこの梅の栽培、これは営農という視点で考えたときに、やはり農大あたりと連携をしていくということも大事なんじゃないかなと。あるいは梅の実の加工、製品化、こういうことにもプラスになると思いますので、これは要望しておきます。

議長（行重 延昭君） アンテナ職員の配置の件に答弁願います。質問ですか。それでは、質問から。

14番（今津 誠一君） それでは2点目のアンテナ職員の配置についてお尋ねします。今、ただいまの市長の答弁で、私の提案の趣旨をよく御理解をいただいたと感じております。よその自治体で一生懸命知恵を出して考えた施策をただで活用できるわけですから、大いに感謝して採用させてもらったらいんじゃないかなと思います。これも市長、申されましたが、行政改革、市長、本気で取り組んでおられますが、これによって一段と質の高い行政が実現するものと思いますので、よろしく願いいたします。

それと今、官庁速報が供覧、回覧されておるようですが、7課に回されておるそうです。これは7課までずっと回るとかなり時間も経過するので、その辺をちょっと考えられたらどうかと。スタートはどこか知りませんが、例えば秘書課とするならば、秘書課でこれを当日の分を各課に庁内イントラで流すというふうにすれば、1日で各課に渡っていきますので、そういうふうなことも考えていただけたらと思います。これは市長、いつから

明日からでも実施できるような全く金のかからん話なんですが、いつごろから実施される予定でお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 御提案をいただきました今の配信の件でございますが、現在、今、おっしゃるように企画でこれは購入しておりますが、そこから各課に供覧という形で、おっしゃるように多少時間はかかってまいります。

そうした中で、今、御提案の方法が、ちょっと私も素人でなかなかよくわからないのですが、どういったスピードで、時間がどうなればそれが可能かというのは、ちょっと調べさせていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、そういった方法があるなら検討はしてみたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） いいですか。次は官学共同・産官学共同について。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは官学共同・産官学共同についてお答えをいたします。

今日のような社会経済情勢の大きな変革期にあって産業が活力を維持し、より一層発展していくためには、議員御指摘のとおり、官学・産官学が共同して大学の持つさまざまな分野にわたる研究成果を企業や行政が有効活用し、地域産業の育成・振興に役立たせる取り組みを行うことは、新たな産業や事業の創設のためにも極めて重要と考えております。

県においても活力のある産業、経済の源泉となる活発な新事業展開を図るため、「産業フロンティア創造夢戦略」において、新産業及び新事業の展開を促進するための支援や産官学共同による研究開発を戦略的に推進していくための支援等が行われております。

本市におきましても、平成18年度に地場産業振興センターにおいて、山口大学医学部の研究成果である「血管病予防EPA（エイコサペンタエン酸）」及び徳山高等専門学校の持つ研究成果である「マイクロバブル」について、各教授によるセミナーが開催され、また、平成19年度においても「EPA」の研究成果について、山口大学、企業、やまぐち産業振興財団等、産官学による検討会が開催され、多くの関心のある企業の方々が参加されております。

また、今年度は地場産業振興センターにおいて、県、市、やまぐち産業振興財団、商工会議所等で組織される「売れるものづくり支援事業委員会」が設置され、本年2月より相談員を通して企業のニーズ調査等を行うこととしており、企業の現状や課題の把握に努めてまいることといたしております。

産官学連携はやっとスタートラインについたばかりでございますので、当面は地場産業振興センターを拠点として、やまぐち産業振興財団等関係機関とも連携を取りながら、大学等の有する知的財産が活用できるような産官学連携協定の枠組みづくり等も研究しなが

ら、進めてまいりたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 14番、今津議員。

14番（今津 誠一君） ありがとうございます。

今、答弁の要旨は、官学あるいは産官学の共同連携は、極めて重要と考えておる。今後協定の枠組みづくりも研究しながら進めてまいりたい。こういう御答弁だったかと思えます。

一応、前向きな回答をいただいたと理解いたしますが、実は山口市の動きなんです、2月の21日の毎日新聞ですが、山口市が山口県立大学と包括的な連携と協力に関する協定を結んだという小さな記事を、私、切り取っているんですが、こういうものがあります。

私、思うんですが、山口の渡辺市長さんはやるべきことをやっているなど、こういうふうに感じました。渡辺市長は、まちが大学を育て、大学がまちを育てる関係を構築していきたい。大学側は、大学の存在をさらに多くの人に知ってもらいたい。このように産官学共同は、山口市に先行されております。

ぜひ、防府市としましても、この産官学連携協定締結に向けて、早く、急いで調印にまでこぎつけていただきたいと、このように思うところでありますが、まず、大学と行政のトップが連携共同を合意して握手をすることがスタートなんじゃないかなと。握手することは決して難しいことではないんで、ぜひ市長さん、これは大学側とそういう話をして、握手をしてもらえないでしょうか。連携協定を締結した後、どのような課題を選択して共同研究するかということは後からまた協議すればいいとして、まず、大学と握手をすることが必要だと思いますが、市長さんいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） この件につきましても、議員からは既に3年、4年ぐらい前から御指摘をいただいていると記憶をいたしております。私も今、宇部市と提携をしております大学のほうとこの辺の提携について、実は2年ぐらい前から、もっと前かもわかりませんが、話は年に一、二度はいたしております。その都度、これはその大学の大学院を使って院生が市の施策をいろいろ検証したり、あるいは市民の中に入って行って、市民の意向を直接尋ねて、その集計をし、データ化したりとか、いろいろな形で施策の実行ぐあい、進みぐあいあるいは市民の受け入れぐあいなどまでも精査するような、そういう部門もあるわけでありまして、大変興味を私自身は持っているわけでありまして。そう大して大きなお金が動くわけではないんですけれども、時期尚早かなということの中で、ちゅうちょし続けてきたのが実はこの二、三年の状況であります。

すぐすぐの実施していく上において、もっと安価で、もっと違う形で効果があるものが

ないかということの模索の中で、行政品質向上プログラムとか、あるいは暮れ六つセミナーとか、自分たちの考え方の中でいろんなことができる部分に、今の段階は特化しております。

これによって、職員の意識がさらに啓発をされ、あるいはまた市の役所の内部に行政品質向上ということについての意識がしっかり根づいてきた段階で、機が熟してきたというふうに判断できるのではないかなと、こんなふうにも思っておりますし、合わせて2、300万円ぐらい毎年お金がかかるかと思えますけれども、そこらあたりとの兼ね合いも検討しながら進めていかななくてはならないことではないかと、こんなふう感じております。

議長（行重 延昭君） 14番、今津議員。

14番（今津 誠一君） ちょっと市長さん、その辺が私から言わせると意識がどうなのかなという感じがします。

桑原部長も先ほど、地場産センターのほうで独自にやっていると。山大の先生が血管病の予防の研究をして、これを活かすべく、あそこでこの前、何か集まりがあったそうですね。それとか、徳山高専ではマイクロバブルの研究とか、こういうのがあります。

これは要するに、行政が学との共同というものを目指して、その上で実現したものじゃないですね。たまたま地場産のほうがこういうことを手がけたということで、地場産は今まで何もやっていないような感じでしたけれども、こういうことをやって非常にいいことをやったなと私は思っていますが、これも行政が主導でやったわけじゃない。

だから僕は、大学と行政が主体になって、大学の知の成果を行政あるいは産業の発展に活かしていこうということで、大学と市長が手を握るということが、非常に僕は大事なことだと思うんです。決して何もちゅうちょするような問題じゃないと思うんで、ぜひ市長さん、その辺をちょっと意識改革をされて あまり地方大学はお好きじゃないんですかね。

大学は山大もあるし、県立大もあるし、先ほど言った徳山高専、宇部高専、それから、防府には農業大学というものがありますので、ぜひ、こういった大学の知を活用していただきたいと思います。

ついでながら申しますが、例えば観光で、山大の経済学部の中に観光政策学科が3年前にできた。これを防府市の観光に活かすということは、非常に僕はいいことだと思うんです。前にもちょっと提案したかと思いますが、3年生になると実地研修というのがあるそうです。ですから私は、大学生に防府市の観光が今後どうあるべきかということ、若い知恵で考えてもらうということが、必ず何か新たなものが生まれてくるんじゃないかなと感じております。

ですから、ぜひ、市長がまず大学と包括的な連携協定をしましょうという中で、こういったことも進めていってほしいということを重ねて申し上げておきます。これについて、もし市長、気持ちが進んだことがありましたら、一言でもお願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 現在、観光振興懇話会の座長は、山口大学の経済学部の観光学科の河村教授をお願いをいたしておられるところでもありますし、種々の観点からまた河村先生のお考えなどもお聞きしながら、前向きに協議に入らせていただこうと、このように思っております。よろしく申し上げます。

議長（行重 延昭君） 14番、今津議員。

14番（今津 誠一君） もう1点、ちょっと落としていましたけれど、農大ですね、今、盛んに地産地消が言われています。今、中国のあいつた問題が起きまして、食の安心安全ということから、さらに地産地消を拡大していこうと、こういう機運が高まっております。

そういった意味で、地産地消を拡大していくためには、まず何といたっても品質のいい農産物を生産するということが第一です。みんなで地産地消をやりましょうと言ったところで、品質の悪い物を生産しておったんでは、これは拡大するわけがないので、とにかくいい物、日本の産物の特長ですね。丁寧でおいしい、安全だと。こういった品質のいい物を生産するという視点から、農大の技術も拝借するといったようなことも大事だと思いますので、よろしくまた、これも考えていただきたいと思います。それではこれをもって。

議長（行重 延昭君） 次の項、起業家の育成・支援について。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 起業家の育成・支援についてお答えいたします。

起業家を育成し新規雇用を創設するには、起業家支援セミナー等の開催による起業家自身のスキルアップ支援を図ることや、融資制度の拡充等、金融面からの支援等に加えて、起業家が起業しやすい支援制度の充実などが必要かと思われれます。

起業家支援セミナーにつきましては、現在、防府商工会議所が創業塾を開催し、経営の基本から指導しております。また、市といたしましては、空き店舗活用促進事業として、空き店舗を活用した起業家の実践訓練の場としてのチャレンジショップを支援いたしております。

融資制度につきましても国・県・市のさまざまな支援制度がございます。今後も現行制度を確実に実践し、浸透を図るとともに、産学連携による新製品・新技術の研究開発や地域資源の活用等による起業家の支援について、先進市の状況も調査し、真に防府市に必要な支援策を積極的に検討するとともに、起業家の育成と支援のための条例化についても、

その実効性や内容等について研究してまいりたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 14番、今津議員。

14番（今津 誠一君） 条例制定に向けて研究してまいりたいという答弁であったかと思えます。

私も何度も申しますが、防府市の再生というのは、まず市民が自立意識を強く持つということが大事だと思います。この自立の意識をもとに起業への挑戦をして、新産業の創設あるいは新たな雇用の創出をすることが大事だと。

同時に行政とすれば、この起業を奨励し、起業しやすい環境をつくるということが非常に大事だと思います。その具体策としてこの条例制定ということをご提案させていただきましたわけですが、行政の意思を明確に示すという意味でも重要なことだと思うんです。

条例制定に向けて、もう一步突っ込んだ御回答はいただけませんかでしょうか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の条例制定の御質問でございますけれども、確かに他市ではその実例がございます。この条例の中身も市によりましては、いわゆる理念条例の枠組みの中の条例、また、補助・助成制度を条例化して定めたもの等の、大きく分ければ2つ種類があるようには聞いております。

いずれにしても、こういった起業家の育成、また起業活動の振興を図っていくためには、今、今、すぐ、すぐというふうな条例化は、ちょっと研究の期間がいりますけれども、近い将来にはそういった条例制定に向けての作業を進めていく時期に来たのかなという思いはしております。

議長（行重 延昭君） 14番、今津議員。

14番（今津 誠一君） 先ほどアンテナショップの設置を提案しましたが、これはもう昔から各自治体、取り上げてやっていることなんです。そういうことを、事例をああいったもので早く勉強しておれば、今さらこの時点で条例をつくってくれというような議論はなかったと私は思うんです。

ですからやはり、大変厳しいことを言うようですが、防府市の行政のレベルというのはちょっとどうかなと言われても仕方がないところがあるんじゃないかと、私は感じます。

例えば平塚の例ですと、金融面のサポートと同時に経営ノウハウを伝授するとか、あるいは1年たった時点でその実績評価をして、そこからさらなる指導・育成をするというようなシステムを構築して、非常に実績を上げておるといふふうに聞いております。

三重県のほうでは、「ユース25プランコンテスト」というのを実施して、ねらいは起業の底上げということなんです、25歳以下の若者にビジネスプランを出させてコンテ

ストをする。プランの新規性とか、実現可能性とか、市場性、社会性、これらについて審査をして、優秀なものは表彰されるというようなこともやっております。

他市でもこういうことをして、地域からこういった起業を興して、そして地域再生を図っていかうということを一生懸命やっておりますので、防府市も決してこういう流れに乗り遅れてはならないと思います。ぜひ、この辺にこれから強く目を向けていっていただきたいと思います。

やはりこういう中で、私は一つの成功例をつくと非常に面白いと思います。ある人がこれで成功する。そうすると、じゃあ次は私も、僕もというように次が続いてきますんで、こういった中で一つの若者、あるいは女性、あるいは退職者等の中から起業によってこういう成功をおさめたというものを、ぜひ、第1号をつくっていただくように努力をしていただきたいと思います。

答弁はもしあれば、なければ結構でございます。

議長（行重 延昭君） 以上で14番、今津議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は6番、藤本議員。

〔6番 藤本 和久君 登壇〕

6番（藤本 和久君） 最初に水道事業の民間委託について質問します。

去る2月29日の本会議で、水道事業に関して同僚議員が質問されたことと重複する点がありますが、既に通告していますので、よろしくをお願いします。

防府市は松浦市長のリーダーシップのもとで、大胆な行政改革を断行し、財政基盤の強化を図っています。

私は当局の業務遂行能力と実績を高く評価するものですが、最近の行政改革のやり方には本当に大丈夫なのかと、強い危機感を抱いています。特に民間委託については、本来官が行うべき事務・事業を安易にコストダウンのみを目的に、性急に民間委託しようとしているように感じています。このようなやり方は、みずからの経営改善努力を放棄し、経営能力のなさを露呈するものだと思います。

本日は水道事業について、大きく2件ほど質問をさせていただきます。

1件目ですが、行政改革という錦の御旗のもとに水道事業の一部が民間委託されようとしています。市が行政改革委員会に諮問したのが平成19年8月8日、第1回の委員会が開催されたのが8月28日、第2回が9月13日、第3回が10月16日、第4回が11月9日、第5回が11月19日、最後の第6回が12月6日です。第5回からは、既に結論が出て答申の内容を審議していますので、実質的な審議期間は第4回の11月9日まで

のわずか3カ月間です。

水は、住民の命と暮らしに直結する最重要のライフラインです。しかも、住民には水を選ぶことはできません。それだけに水道事業は信頼に足る経営品質を保持していかなくてはなりません。その水道事業の経営品質を左右する事柄を審議するのですから、もっと時間をかけて慎重に審議してほしかったと思います。

水道事業は直営が原則です。その点については、水道法が改正されたとはいえ異論はないはずであり、私は絶対に直営を堅持しなくてはならないと考えています。

確かに防府市水道局を取り巻く環境は厳しいものがあるのも現実で、みずからの経営改善努力をしても民間委託が必要な施策であるならば、水道事業の長期経営戦略の中にきっちり位置づけ、議会や市民に公表し、広く意見を求めるべきではないでしょうか。今のやり方は順序が逆になっています。当局の御所見を伺います。

2点目ですが、去る12月議会で降ってわいたように当直業務を業務委託する議案が提出され、賛成多数で可決されました。確かに行政改革委員会の答申を受けてのことですが、冒頭述べたように、あまりにも性急で順序が逆で、しかも節操がないように感じます。

また、当局は今後の水道事業の経営体質強化策として、配水業務の丸ごと民間委託などを行い、22人の職員削減計画を行政改革委員会に提示しています。労働省告示第37号に照らし、また、入札制度等から4点ほど問題点を指摘しますので、御見解を聞かせてください。

1点目ですが、労働省告示第37号によれば、水道局は請負労働者に対し直接業務指示が出せません。出せば偽装請負になります。したがって、指示・命令系統が2本立ての職場になります。企業が永続的に発展するには、優秀な人材の確保が第一条件なのはだれしも知るところです。しかし、いくら優秀な人材を確保できたとしても、指示・命令系統が2本立ての職場が存在することは、組織として十分に機能しないと思いますが、いかがでしょうか。

2点目ですが、契約の透明性から、請負業者の選定は競争入札になると思います。そうになると、入札ごとに受託者が入れ替わる可能性があります、しかも瞬時に。これでは防府市水道局として、企業経営上大きな問題だと思いたしますが、いかがでしょうか。

3点目ですが、将来的には22人の人員削減を業務請負で行う、残る職員は、係長以上の管理監督者のみにする計画を行政改革委員会に提示しています。もし実現した場合、実施当初は水道事業を経験した管理監督者ですが、長期的に見ると水道事業を経験したことのない管理監督者のみになり、特に技術系については、技能・技術の伝承ができず、大きな問題だと思いたしますが、いかがでしょうか。

4点目ですが、請負労働者は職員と同じパソコンを使用するようですが、そうなると水道局の機密情報や市民の個人情報を閲覧することができます。今回の当直業務に関しては、業務委託仕様書に個人情報の保護に関する規定はありますが、違反した場合の罰則規定がありません。機密保持を徹底するためには、罰則規定も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

大きな項目の最後ですが、原油高によりガソリン・軽油・灯油等が非常に高騰し、私たちの生活を脅かしています。原油の値段は一時安定していましたが、ここ最近1バーレル100ドルを超える取引になっています。どこまで高騰するのか本当に不安です。

今後、原油高に起因する生活必需品のさらなる値上がりも懸念され、生活不安が募ります。とりわけ低所得世帯には深刻な問題で、何らかの生活支援が必要だと思います。

既に生活支援を行っている自治体もあると聞いています。福祉宣言都市にふさわしい生活支援を望みます。御所見を聞かせてください。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、原油高に対する支援策についての御質問にお答えをいたします。

原油高によりあらゆる物品の価格が上昇しておりまして、このことが生活全般に影響していることは、議員御指摘のとおりでございます。しかしながらこれらの影響につきましても、低所得者の方のみならず、すべての市民に等しく負荷が加わることでもございます。

この物価高騰への対策は国において考えられることと存じますが、公共福祉が負担と給付のバランスの上に成り立つものでありますことを考えますと、市独自の支援策は困難であると考えております。

水道事業に関する御質問につきましては、水道事業管理者より御回答いたします。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） だれしも生活は苦しく、低所得世帯だけが苦しいわけではないと、したがって生活支援はできないという、冷たい答弁のように私は感じました。

確かに、私たちの生活は苦しくなっております。しかしそうは言いながら、月に1回は家族でレストランで食事をしたり、二、三カ月に1回は高いガソリンをついで家族でドライブをしたり、それから1年に1回ぐらいは旅行もするわけです。どっちかと言えば、余裕があるからできるんかもしれませんが。一方では日々の生活に困窮して、最低の生活を余儀なくされている市民の方もおられます。

やはり痛みの度合いが全然違います。やはりそういう人たちに手を差し伸べるのは、行政だと思うんです。これ以上追及しても答えは出ないでしょうからやめときますが、さなる、物価が高くならないことを願って、この項はこれで終わります。

議長（行重 延昭君） 次は水道事業の民間委託について、水道管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 水道事業の民間委託についての御質問にお答え申し上げます。

今回の委託は、休日、平日夜間の職員による水道施設運転管理の業務を民間会社に委託するものでございます。実施に当たりましては、これらの業務に対して実績のある業者をお願いするものでございまして、水に対する安心安全・品質管理につきましても、少なくとも現行の業務水準は保たれると考えておるところであります。

水道の業務は、管理部門及び技術部門等多岐にわたっておるわけですが、民間レベルでの卓越した技術、独自のノウハウを活用できれば、むしろ現体制よりも今以上の維持、品質管理、セキュリティ体制の確立が期待されるおるところでありまして、その結果、市民サービスもさらに向上する可能性も十分あると考えておるところであります。

今回の業務委託は、今、申し上げました委託により期待できる効果のほかにもさまざまな影響、経営上、財政上のメリット等もでございます。また、労働密度の低い当直業務を委託することによりまして、職員を有効活用することが可能となり、職員の労働条件の緩和にもつながりますことから、職員の処遇及び業務シフトの変更という側面もあわせ持ち、水道局内の労務管理に関する問題であるとも認識をいたしておるところであります。

市民、または議会の皆様への公表につきましては、市民の福祉・健康に重大な影響を及ぼす施策、改革、あるいは中期的及び長期的展望に立った、総合的・基本的経営方針につきましても、先ほど議員さん申されました、地域水道ビジョンという施策の中で公表をするというふうな指導がされておるところであります。この地域水道ビジョンにつきましても、平成20年度に作成をいたす予定でございまして、わかりやすい形で説明、情報提供をしていくことは当然必要であるというふうに思っておるところであります。

ここで、地域水道ビジョンについて若干説明させていただきますと、今日、水道事業に対しまして、運営基盤の強化、安心・快適な給水の確保、災害対策等の充実、環境・エネルギー対策の強化等に関する取り組みが求められておりまして、そのためには、各水道事業者がみずからの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須となってまいります。

そこで、これらの取り組みを推進するため、地域水道ビジョンの策定が厚生労働省から

推奨されているところでありまして、本市におきましても、先ほど申しましたように、平成20年度に作成いたす予定でございます。

したがって、今回の委託に限らず一般論として部分的業務委託及び内部管理事項等につきましては、広く市民の皆さんに公表をし、意見を聞くという内容のものではありませんで、地域水道ビジョンにおける計画策定にはなじまないものと考えておるところであります。

なお、本年度行政改革委員会からも水道事業の改善について審議をいただきまして、「委託可能な業務につきましては、業務委託を積極的に進めること」との答申も既にいただいているところでございます。これを市民の意見として真摯に受け止め、十分に尊重していかなければならないと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、指示・命令系統についてでございますが、請負労働者に対して直接指示・命令はできませんが、業務責任者には指示・命令が可能でありまして、業務対応等について問題が発生すれば、業務責任者を通じて水道局の意向を伝えることになるわけでありまして。

緊急時につきましては、マニュアルに基づき受託者の判断で対応していただきますが、受託者が対応できない場合は職員が対応することとなります。現在の職員による当直については、職員だけで対応できない場合は、他の応援職員を呼び出しておりますが、これと同様のシステムとなりまして、全体的な体制については、変更はございません。

なお、地震、凍結、大規模断水等の災害時につきましては、従来どおり水道職員で対応するということとなります。

次に、請負業者が交代する場合がございますが、請負業者が交代する場合には、請負業者の責任と費用において、後任の受託者に、現状レベルにおける技術上その他の業務に関する指導を行わなければならない旨の規定を、仕様書に定めております。

全国の水道事業体において、施設維持管理の業務委託を実施している事業体は、その委託方法、委託形態に関係なく、ほとんどこれと同様の契約を締結しておりまして、入札で業者が代わる場合におきましても、その入札参加対象者は、水道業務等について受託実績がある業者を対象とすることになりますので、水道局におきましては、経営上あるいは水道技術上の観点からも何ら問題はございません。

次に、水道技術の伝承についてでございますが、市民の健康と福祉の増進を図るという面からも、また、水道のすべての課題に的確に対処するとともに、現在の給水サービス水準を確保し、向上させていくためには、水道に限らずすべての部門において、技術者を継続的に育成・確保していくことが不可欠であると認識をいたしております。

そのためには、財務体質の強化を含めた内部経営改革等との均衡を図りながら、市長部局との人事異動を積極的、恒常的に進め、少数精鋭時代を視野に置いた技術の継承と、継承すべき水道技術を明確にしなが、それぞれの技術・技能の交流、疎通を図ることで水道技術者の視野が広がることによりまして、技術をより効果的に継承する仕組みづくりが確立されまして、水道の経験、技術を備えた管理監督者がこれからも安定的に確保されるというふうに考えております。

次に、個人情報漏洩に伴う罰則規定につきましては、防府市個人情報保護条例第12条第2項に、「実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない」と規定をされておりました、同条例第34条、35条及び第37条には、受託者等がこれらの規定に抵触した場合の罰則規定が定められております。

また、市の事務を委託する場合、防府市個人情報保護条例第12条の規定に基づく防府市個人情報取扱委託基準により、「委託契約書中に個人情報保護について受託者が遵守する旨を記載するもの」といたしております。なお、損害賠償に関する規定を契約書の中に盛り込む予定にいたしております。

今後とも個人情報の適正な管理を行い、情報漏えいの防止に努めてまいり所存でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 壇上では地域水道ビジョンの話はしなかったんですが、今、出ましたので、話が早く、進めていきたいと思っております。

厚生労働省健康局水道課が平成17年10月に水道事業者に対して、地域水道ビジョンを作成するように通知をしております。努力義務ですが、今、20年度に作成するというのを聞きましたので安心しました。

山口県では、山陽小野田市が既にこれを作成されております。この中に今の人員削減計画まで入れるのはなじまないということがありましたけれども、では、なじまないのであれば、そういった削減計画、こういうものはどういう、長期経営戦略の中に入らされる予定でしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 経営上の問題でございますので、実質的にはそういったいわゆる人件費云々といった形の中で、それは記載をされるというふうに、今は予定をいたしております。あるいはもう1つ集中改革プランというものがございまして、その改定も今後必要でございますので、そのどちらかのほうで対応はしてまいりたいという

ふうにしておるところであります。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） その計画書は議会とか、それから市民に公表される予定ですか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 計画書でございますが、現状の集中改革プランでございますが、これは公表いたしております。それから、今議員さん、大変博識で非常にびっくりいたしましたんですが、地域水道ビジョンでございますが、これにつきましても当然インターネット、あるいは概要版になるかどうかわかりませんが、市広報等々で公表はしてまいるといふ予定にいたしております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） では次の質問ですが、平成14年4月に施行されました改正水道法、この改正の主な点は、第三者委託を可能にしたことであります。水道事業は原則として市町村が経営すること。これは壇上でも言いましたが、変わりはありません。

この改正の理由ですけれども、厚生労働省健康局水道課が発行しています「第三者委託実施の手引き」というのがあります。この中に明確にしてありまして、長いので読みませんが要約しますと、技術的にも財政的にも経営基盤が脆弱な水道事業者、管理体制の強化策の1つとして、第三者委託の選択肢を追加したに過ぎないと、こうなっています。

すなわち経営基盤の脆弱な水道事業者は、まずは広域化を図れということ。それから次に民間事業者の力を借りなさい。こう言っているのであって、決してコストダウン目的に民間委託を推奨はしておりません。

私は、防府市水道局は決して、技術的にも財政的にも経営基盤が脆弱な水道事業者とは思っておりません。したがって、民間委託は必要でないというふうに思っておりますけれども。これ、水道事業管理者は、防府市の水道局は技術的にも財政的にも経営基盤が脆弱な水道事業者だと、こういうふうに思っていらっしゃるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 今、第三者委託という観点でお話しになりましたが、まず、来年度予定しております委託につきましても、これは第三者委託ではないということ、最初に申し上げておきたいというふうに思っております。

最初に、委託ということで、厚労省は確かにそういうふうな第三者委託で、そういう観点で広域化についても触れております。ただ平成13年でございますけれども、水道など地方公営企業への民間的経営手法の導入の促進ということで、あるいはその後、平成16年にもいわゆる水道公営企業の経営の総点検ということ、あるいは昨年、19年ござい

ますが、4月にもそういう通達がございました。それには、積極的に委託について推進することというふうに、そういう指導を受けておるところでございます。いわゆる、一般的な委託の環境については、一般行政についてもそのようでございます。水道について特にそういう面が遅れておるといふ状況でありましょう。

いわゆる財政的な面ということで触れられておりましたので、若干御説明させていただきたいと思うんですが、水道の経営状況、これは収益的収支と、それからいわゆる資本的収支、この2つがあります。収益的収支については、当年度のいわゆる、当然御存じでございますが、黒字・赤字を出るものでございまして、当面は黒字体質が続くというふうに思っております。問題は、いわゆる資本的収支の勘定の赤字でございまして、これを利益その他内部留保資金で、これを穴埋めするということです。

財政上の問題につきましては、いわゆる起債残が非常に類似団体と比べて多い。いわゆる、資本構成比率が平均の2倍程度あるというふうな状況がございます。これは何を意味するかと申し上げますと、いわゆる新しい投資が非常にしづらくなるということです。

私は、いわゆる市民の安全安心のための水道、そのために今後何をしなければいけないか。1つは老朽化した施設の更新、これは必要であります。そして、これから今、盛んに叫ばれております耐震化対策、あるいは今91%強であります給水率を、全国平均の97%程度まで持っていくというふうな長期的戦略もあるわけでございまして、これがとりもなおさず、いわゆる安全安心のための対策であるというふうに考えております。当然、安全安心については、今回の、来年度以降の委託につきましても、十分検証した結果でございますので、ぜひお願い申し上げたいと思います。

財務体質を変えようとするれば、逆に料金を値上げすればいいんかということになると思いますが、県内では中位程度でございますけれど、私どもの類似した団体では非常に高いという状況でございます。これは独占企業である水道事業としては、やみくもに安易な値上げに頼るべきではない。最大の経営努力をした結果が、そのようなことに結びつくことでありまして、今回の委託につきましてもその一環でありますので、どうぞ御理解賜りますようお願い申し上げたいと思います。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 水道管理者の熱き思いはわかります。その熱き思いを今からやっ払いこうと思ったら第三者委託と。今、当直じゃないですよ。それは22人の削減ですから、第三者委託になると思います。第三者委託しないと難しいと。防府市はそれだけもう脆弱だということですか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 将来的な委託の中に第三者委託も、これは視野には入れております。ただこれは、先ほど申し上げましたように、安全安心を前提とした最大の、いわゆる経営努力、その結果ということでございますので、先ほど申し上げたことがすべてであります。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 安心安全を追求するのであれば、私は直営だろうというふうに思いますが、ちょっと平行線になりますので次の質問に入ります。

当直業務の請負先は、ヴェオリア・ウォーター・ジャパンと本会議でも伺いました。2点ほど質問したいと思いますが、ヴェオリア・ウォーター・ジャパン、これは技術系の従業員はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか、それが1点目。

それから2点目ですが、さきの本会議で6名の経歴を伺いました。2名については資格及び経験の持ち主のようですが、4名については上水道の経験もないし、水道浄化施設管理技術師の免許も持ってないというふうに伺いました。

しかし仕様書には、そこはちゃんと明記をされていまして、ただし書きのような形で「またはこれらの者と同等以上の知識を有する者」と書かれています。これは受託先が判断をしたというふうに答弁されたものですけれど、もし間違いがあれば、あと訂正していただけたらと思いますが、それで伺いますけれども、防府市水道局は、資格要件を指定しとるわけですから、当然、従事者名簿を、資格要件に合致しているか確認すると思うんです。もし、それが合致してないのであれば、普通なら受託先に問い合わせををすると思うんですが、問い合わせをされたのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） まず1点目の職員数、社員数といいますが、その件についてお答えをいたします。

昨年12月末現在の数字というふうに記憶しておりますが、技術職員を含めて全部で202名ということでございます。

それともう1点のいわゆる有資格者、入札説明書の中にうちがうたい込みました、いわゆる従事者の取り扱いということで、「従事者は上水道もしくは工業用水道の施設の運転管理業務に1年以上従事した経験を有する者。または水道浄水施設管理技師3級以上を有する者。そして、また水道技術管理者と認められた者。またはこれらの者と同等以上の知識を有する者」というふうに、入札説明書の中で入札参加資格の概要で触れております。

その中で先ほど議員が言われたように、水道の関係の技術者は2名で、あの方方は下水の関係の方が4名というふうに、今のところ履歴等からそのように判断をいたしております。

す。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） ちょっと先に1点目のほうから片づけていきたいと思います。

202名の技術職の従業員がいらっしゃると思いました。202名のうち正規社員が何名で202名、全員が正規社員ですか。それをお答えください。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） そこまでは、確認はいたしておりません。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） そういうところまで確認もせずに信頼するというのは、ちょっと私、パートナーとなる企業として、本当にいいのかなという、不安になりました。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） ヴェオリア・ウォーター・ジャパンでございますけれど、これは今、私どもが直接委託契約をいたす予定の委託先でございます。

実はこの会社には国内企業グループとして5社の、今までも水道業界において非常に実績がある、あるいは委託等々についてもそういう技術者について抱えておるといふうな、そういうグループを一緒に抱えております。

現実に、私どもが今漏水の調査をいたしております。そういう業者に委託いたしておりますが、それについてもこのグループの中に入っておるといふ状況でありまして、そういう点からしますと、歴史的にはそれは確かに浅いという状況がございましょうが、今までも実績を積んだ、そういったグループの一員であるといふうなことで、御理解賜りたいといふふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 4名の経歴ですが、確認を水道局はしたか、しないのか、はっきり。したんならした、しないんならしない、どちらですか。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 入札説明書の段階では、私どものほうでは参加資格等資格者であるということは認めて、それで入札に応札をしていただくという段階で、仕様書をお渡しすると。その段階では、今の電気技術の関係者であるということは理解をしております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） いや、その4名が技術的に高いという評価を、水道局としてされたか、されないか。どうなんですか。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 当然、高い評価をいたしましたので、それを認めたというところでございます。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） ヴェオリア・ウォーター・ジャパンのホームページに、採用情報というのが入っていきまして、エンジニアの資格をちゃんと、「水事業に関連する資格、技術師、技術師補佐」こう書いてあるんです。にもかかわらず、そういう人を採用しとるといふことです、ホームページで見る以外に。そういう、いい加減な会社と言ったら、私は知らないで言えないですが、少なしこの資格要件を見ただけではそういうふうに感じました。

今、資格が同等以上あるというふうに判断をしたということですが、どういう点をもって同等以上と判断されたんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 先ほど来4名の方ということで、電気関係の技術者で、実は下水の処理施設、そちらのほうの維持管理のほうに携わっておられたということの中で下水の、いわゆる防府市で言いましたら終末処理場のほうの施設の維持管理について、私どものほうも下水道課等に問い合わせいたしましたところ、かなりのレベルでないとなような対応はできないということを確認した上で、私どもも、それを適任者であると判断いたしました。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 非常に不安を感じますが、次の質問に入ります。

本会議で田中議員も触れましたが、宿直業務と当直業務の引き継ぎですね、これは必ず必要だということですがけれども、それがうまくいかないかは非常に大事だと思うんです。これがうまくいかないと大変なことが起きるといふことになると思います。引き継ぎをきっちりやろうと思えば、やるほど偽装請負になっちゃうんです。本当にこれは、経営上大きな問題だと思います。

請負というのは、民法第632条に規定されております。ちょっと読んでみます。

「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」。すなわち、完成しとかないかんです。

今回の当直業務ですがけれども、これは独立した業務じゃないですね。日直業務の一部を祝祭日の昼と夜、それから平日の夜間やる。これは連続性のある仕事であります。これは、

私は偽装請負だと思います。水道局の見解は、関係部門に問い合わせをして、問題ないという見解をお持ちのようですが、これは偽装かどうかは司法が判断することで、ここは議場ですのでそういうことは言いませんけれども。

現在、電気大手メーカーで違法な派遣労働や偽装請負が問題になっております。行政はそういう民間企業を指導する立場です、行政というのは。その行政がその民間の片棒を担ぐというようなことを、私はやってはならないなということを、苦言を呈しておきたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

6番（藤本 和久君） ありますか。

水道事業管理者（中村 隆君） 先ほどの15分間の問題でございますけれども、あくまでもこれは引き継ぎでございます。昨晚起こったことが明るる日に、私どもが事務を引き継ぎますときに、これがわからないと停滞を来すわけでございまして、それは究極的には市民の皆さんに安全安心の点で御迷惑をかけるということになるかと思えます。そこに指示、命令が生じることは決してございません。といったところです。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 時間がありませんので次の質問に入ります。

将来的には、何度も言うようですが、22人の人員削減を、第三者委託になると思うんですけれども、請負で行うという計画のようですが、そうすると3年や5年ごとに、今、水道局の職員は53人ですね。53人の企業で22人がどさっと入れかわる。引き継ぎはあると先ほど言われましたけれども、入れかわることに間違いはないですね。すなわち、40%を超える人が入れかわるわけです。常識では私は考えられません。大変なリスクだと思います。

もしこれが民間企業だとどうするかなと。私が経営者だったら40%の人を入れかえることはまずしません。もしやれば、競争力を失って倒産します。こんな経営者は、民間であればいいと思えます。しかし、防府市水道局は倒産しないから、こういうこともできるんだろうと思うのですが、結局、経営体質は低下して、回り回って市民に迷惑がかかるのではないかなという気が私はするわけですが。

例えば、PFIのように施設の耐用年数の間は任すというのであれば、私はある程度の納得はできるんです。リスクは少ないと思うんですけれども、このように定期的に入れかわると。これがこの民間委託の最大の欠陥があるような気がしてなるんですけれども、その点についてはどういうふうに思われますか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 御質問の意図が、例えば、行政でやれば安全である、そして民間でやればあるいは安全でないというふうな、私にはそういうふうな御趣旨に聞こえてしょうがないわけでございますけれど、民間であっても会社の信用をかけ、あるいは職員の雇用の問題もすべてかけて、命がけで仕事をしていただけるわけでございます。

そして、現在委託を予定しておりますのは、いわゆる現業部門に近いような部分でございます。あるいは、料金収納等々そういった問題もありますが、むしろ民間のほうがいわゆる市民サービス、顧客サービスについて期待できるということもあります。これは私ども調査した結果が、やはりそうございました。そのように考えておりますので、まずは御理解を賜りたいというふうに思っております。

ただ、53名が20名程度削減をするということでございますが、前回の御質問のときにも若干お答えを申し上げておりますが、これにつきましても実質的にはいわゆる総務部門、いわゆる事務部門がかなりの数でというか、料金等々を委託すれば今の半数程度になろうかなと。ですが、水道の技術を支える、そういう職員については今の30名が20名程度というふうな感覚であります。

さすれば、経営状況は、経営のいわゆるコントロールさえしっかりできる、そういう状況を事務部門に据え、あるいは市民の方の安全安心に対する技術部門については充実できると。もしくは、答弁でもお答えを申し上げましたように、人事異動によって職員が水道の業務をそれぞれ経験するわけでございますから、裾野はおのずと広がるわけでございます。これは何かあったときの究極の、いわゆる緊急対策は市を挙げてということになりますし、その場合はむしろそのほうが対処しやすいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） ちょっと私の質問が十分 言い方が悪いんでしょう、理解できてないと思うのですが。53人の企業で3年か5年に人が22人ぽっと入れかわるわけです、40%の人が。それは経営者として、22人入れかえてもいいと思われているんですか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 最終的にはということございまして、これは一度にというふうなことではございません。委託は、私ども予定はいたしておりますけれど、最終的にはいわゆる施設の改修、今、人丸でやっております、中央管理室等々が完成した後に、いわゆる先ほどのPFIも、そういったものも視野に入れながらやっていくということでございますので、これから何年かかかる中で、そういう状況が生まれてくるということでもありますので、御理解賜りたいと思います。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 債務負担行為を何年間組むかは、ちょっと私にはわかりませんが、例えば、今の当直は3年ですね。3年後にはここに入札があるわけでしょう。そうすると違う会社が入る可能性は十分ある。だから、定期的にごそっと入れかわるわけです。順次入れかわるんじゃないです。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 先ほど20人弱の削減ということでの話でございましたので、そのようにお答え申し上げましたんですけれど、来年度はいわゆる当直・日直の委託をするわけでございます。そこで20人どっと入れかわるわけじゃございません。いわゆる先ほどから申し上げましたように、財務体質の改善、これは安全安心を前提とした経営努力ということの中でこれから委託も進めていくということになりますので、これからの、ある程度の期間の中で最終的にはそういうことにもなるのかなというふうに申し上げたわけでありませう。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 時間がないので次に行きますけれども。22人を外へ出したときに、22名がもう定期的に入れかわるといふ、これは間違いのないと思うんです。この点きっちりしていきたいと思ひます。次の機会にそれはいたします。

次の質問ですが、質問といふか、要望しておきたいと思ひますが、技能技術の伝承ですけれども、できるという答弁だったのですが、手足になって働くのは請負労働者なんです。水道局職員は、今度はそういう現場を経験しないわけですね。技能技術の伝承といふのはそういう日々の現場でのOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）で技術技能を伝承していくわけですね。そういう場がなくなるということはやはり大きな問題だと思ひますので、そういう指摘をしておきたいと思ひます。

次に、個人情報の保護に関してですが、先ほど防府市個人情報保護条例第12条第2項を出されました。確かに2項にはそういうふうには書いてありますが、この条例には1項がありまして、1項を読みます。

「実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない」。実施機関ですから、水道局ですね。これは、この事務事業を委託するところに、こういう防府市個人情報保護条例がありますといふことをきっちり伝えんにやいかん。これは伝わってないでしょう。どうですか。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 請負業者のほうには、そのようなことは伝えてあります。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） ちょっと、はっきり。伝えてあるのかないのか。

水道局次長（阿部 勝正君） 伝えてあります。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） どういう文書で伝えてありますか。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君）

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 今、仕様書持っていますが、どの項目ですか。

ちょっと休憩してください。

議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時41分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） 一番最後に、当直時における防府市水道施設運転管理等業務委託仕様書、今、藤本議員さん、お持ちだと思いましたが、その一番最後に別記で個人情報取扱特記事項というものをつけてお渡しをしておりますし……。

6番（藤本 和久君） これのどこですか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） ここに書いてございますように別記でございますので、ちょっと今ここには持ち合わせておりませんので、またそれは確認させていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） ここに特記の、個人情報取扱特記事項というのがありますが、それには防府市個人情報保護条例を適用するとは一言も書いてありません。ないのにどうしてこれが適用されると判断されますか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 今申されました書類でございますけれど、ちょっと手元にはございませんので何ともお答えしようがないわけでございますが、最終的にはそのようにきちっと指導をしてまいりたいと思いますし、もしくは水道局の中にも個人情報の取

り扱いの要綱がございます。これは、例えば、うっかりミスみたいな、電話がかかってきて、必要以外のことを本人に確認せんでお教えするとか、そういうことを防ぐためのいろんな手立てが書いてございますんで、そういうことについてもしっかりとこの研修期間内に指導をしてみたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） はっきり文書で、そういった防府市個人情報保護条例を適用するというのを伝えてください。

次の質問へ入ります。個人情報保護に関してですが、受託法人はどのような個人情報を閲覧できるかということなんですが、ちょっと時間がありませんので単刀直入に聞かせていただきます。

銀行預金の口座番号もわかるんじゃないかという気がするんですが、そういう点はどうですか。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（阿部 勝正君） そのような情報も料金関係の中には入っております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） それは大変な個人情報が入っていますね。それが、民間だから悪いとは言いませんけれども、ヴェオリア・ウォーター・ジャパンの派遣労働者が見られるというのは、いかにもちょっといかんような気がします。これ、私もコンピューターに詳しくないんですが、パスワードを入れたらここまでの情報しか見れないというような、フィルターのようなものはかけられないんですか。

議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 要は、その料金収納システムの中にそのような情報が入っておるということでございまして、あとは氏名だとか、住所だとか、電話番号とか、そういったたぐいでございます。要は、いわゆるパソコンを使えばドキュメンタリーが取れますので、どなたがどの時点で何を見たかという、そういうふうなチェックはできますし、あるいはその方の、当然入力するときにはパスワード等々も用意させていただきたいと思っておりますから、そのようにぜひ御理解賜ればというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） だれがどの時間帯に見た、そういうドキュメンタリーが取れるということなんですが、必要がないのであれば、やはり見れないようにすべきだと思うんです。プログラムを組みかえてでも、時間がかかってもいいから、それからしか見れない、それまでは手書きでいいですから料金収納をするとか、そういった保護策が私は要ると思

いますので、要望して私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、6番、藤本議員の質問を終わります。

ここで10分間、55分まで休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 2時56分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は17番、木村議員。

〔17番 木村 一彦君 登壇〕

17番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。

今回は3つのテーマで質問いたします。当局におかれましては、簡潔明瞭、誠実な御答弁をぜひお願いいたします。

まず最初に、小学校給食について質問いたします。

昨年12月議会において、平成20年度から小学校給食の調理等業務委託を行うための補正予算と債務負担行為の補正の議案が上程されました。委員会や本会議での審議の末、原案が否決され、これを削除する修正案が可決されたことは御承知のとおりであります。にもかかわらず、わずか3カ月後のきょう、この議会に同じ議案が再び上程されております。

修正案の趣旨は、この民間委託の事業についてはまだ解明されていない疑問点も多々あり、それらを十分に審議し、解明してから議決しても遅くない、こういうところにあったと思うわけであります。それ以降、事情が大きく変わるようなことがあったのならばともかくとして、基本的な状況に変化がないにもかかわらず、再び同じ議案を上程するのだとしたならば、それはあまりにも議会の議決というものを軽視するやり方だと言わなければなりません。

そこで改めてお伺いいたします。当局は、こうまでしてなぜ小学校給食を民間委託しなければならないと考えておられるのか、その理由を述べていただきたいと思います。

また、12月議会で原案が否決された事実をどのように受け止めておられるのか。時を置かずして再び同じ議案を上程したからには、12月議会で原案に反対する理由として挙げられた以下の点、すなわち、議会の議決前に業者に対する募集要項を配布したり、最終本会議の日の21日に業者への現場説明を予定していたりした、この議会軽視の問題。さらに、現場で市側の職員が請負業者に細かい指示を出したりする点での偽装請負の問題。さらには、定年退職者を若い職員の採用で補充することに比べれば、民間委託は当分の間

コスト削減にはならず、むしろ高くつくというようなコストの問題等々がすべて解決したと考えておられるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

そして、最も肝心な点であります。民間業者に委託した場合、安全な給食、おいしい給食、教育の一環としての給食、これはどのように保証されるのか、ぜひお答えを願いたいと思います。

2番目に、市立保育所の民間移管について質問いたします。当局は1年後の平成21年度から市立保育所のうち、三田尻保育所と西須賀保育所を廃止して民間に移管するとして、今議会にその条例改正案を上程しておられます。この問題については両保育所の保護者からさまざまな疑問や不安が出ており、現在、市当局との間で完全な合意ができているとは言いがたい、こういう状況があるわけであります。

そこで改めてお伺いいたします。1.民間移管しなければならない理由は何でしょうか。2.保護者からは、わざわざ公立を選んだ理由があるとか、保育所を選ぶ選択肢に公立が欲しい。こういう意見が出ております。

また、大阪府の高石市立東羽衣保育所、同じく大東市立上三箇保育所、同じく枚方市立宇山保育所、神奈川県横浜市立の4保育所など、これまで全国で行なわれた公立保育所廃止民営化裁判の判決及び高等裁判所の判決でも、保護者には保育所選択権が認められております。

すなわち、選択もしくは希望した保育所に入所する権利、あるいは言葉を変えて言いますと、希望しない保育所に入所決定されない権利、さらには選択もしくは希望した保育所に入所した後に、市町村の一方的な決定により他の保育所に転園させられない権利。よそに移させられない権利。さらには、定められた保育の実施期間が満了するまで選択もしくは希望した保育所で保育を受ける権利。言葉を変えて言いますれば、小学校入学までの当該保育所に就園する権利。これを有するとするものであります。

今回の2つの保育所廃止と民間移管は、まさにこの権利を侵すものだと考えられますが、これについてどうお考えでしょうか。

また、民間に移したら、果たして現在の保育の水準が保たれるのかどうか、このことが、今、保護者の皆さんの心配の大きな部分を占めております。これについてはどうお考えでありますでしょうか。

3.市みずからが第3次行革後期計画の推進計画の中で、保護者の同意を得ることは重要な条件と述べているように、民間移管は保護者の同意が前提です。しかし、最初に述べたとおり、現在までのところ、保護者との間で十分な合意ができているとは到底言いがたい状況であります。この点、今後どう対処していくお考えでありますでしょうか。

また合意の前提として、十分な情報開示と意思決定過程、意志決定のプロセスへの保護者の参画が不可欠だと思いますが、この点はどうでしょうか。

最後に、市内バス交通について質問いたします。

この問題についてはこれまでもたびたび一般質問で取り上げてまいりました。今回、有識者等で組織する生活交通活性化懇話会の審議が終了したようでございますが、その審議内容の主な特徴と、出された今後の方向性について説明していただきたいと思います。

また、いまや議論だけでなく、具体的な施策の実施に踏み切るときだと思っておりますが、その計画があれば述べていただきたいと思っております。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは市内バス交通についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、路線バスの利用者は年々減少し、多くの路線が赤字となるなど、バス事業を取り巻く環境は非常に厳しくなっておりますが、自動車を運転しない人、みずからの交通手段を持たない人にとって、路線バスは日常生活を支える大切な交通手段であることから、バス事業者が自主運行することが困難な路線につきましても、国、県及び市において助成を行い、路線の維持を図っているところでございます。

しかしながら、路線を維持するための助成金は年々増加する傾向にありますので、既存のバス路線を存続させることのみならず、路線の再編や他の交通機関の利活用など、総合的に公共交通体系を見直す必要がありますことから、平成17年に市内バス路線の現状について調査・分析を行うとともに、平成18年には乗降調査とバス利用者アンケートを実施したところでございます。

また、昨年7月には公募委員を含む市民代表、学識経験者、バス事業者で構成する防府市生活交通活性化懇話会を設置いたしまして、8月から本年2月まで4回にわたり、市民の立場、専門的な見地から市内路線バスを中心とした生活交通の維持とその活性化策について御協議をいただきました。

そこで、最初の質問であります生活交通活性化懇話会の審議内容の特徴と出された方向性についてでございますが、協議の中では「公民館等地域の拠点や住宅密集地を經由するバス路線の設定」や、「曜日を限定した夜間のバス運行」など、バス路線や運行ダイヤの見直しに視点を置いた御意見、また、「環境対策としてのバス利用の促進に向けた啓発活動の推進」、「福祉優待バス乗車証の発行など、高齢者のバス利用に対するサービスの向上」、あるいは「交通渋滞の緩和を促進する道路整備等の基盤整備の推進」といった生活環境、福

祉、都市整備など、生活交通を取り巻く社会環境に視点を置いた御意見が、委員の皆様、それぞれの立場から出されたところでございます。

懇話会ではこれらの貴重な御意見を集約されまして、バスに乗る人だけでなく、バスに乗らない人のニーズを把握する必要があること。地域の特性に合った適切な施策を実施する必要があること。また、生活環境、福祉、都市整備、産業振興、教育等との密接なかかわりの中で、それぞれの分野と連携した施策が必要であること。さらに行政、事業者、市民の役割分担を明らかにする必要があることから、市民は行政や事業者任せにするだけでなく、生活交通の利用主体として、どうしてほしいのか、自分たちがどうしたいのかといった意見をしっかり持つ必要があることなどについて、報告書に取りまとめられたところでございます。

次に、今後の具体的な施策とその実施計画についての御質問でございますが、先ほど申し上げました懇話会からの報告書をもとに、来年度から（仮称）防府市生活交通活性化計画の策定に向けた活動を開始いたしたいと存じます。計画の策定に当たりましては、懇話会からの御提言にもありました、バスに乗らない人のニーズを把握する必要もあることから、日ごろバスを利用されない皆様の声などをお聞きするとともに、地域の実情に即した具体的なバス路線の見直しや、乗合タクシー等、新たな交通手段の実証運行に向けた研究を行ってまいりたいと考えております。

また、平成18年の道路運送法の改正により、新たな交通手段の導入に必要な事項を協議する場として、行政、地域住民、バス事業者、タクシー事業者等で構成する地域公共交通会議を設置する仕組みが導入されており、地域住民がこの場に参画することで住民が当事者意識を持って提案などを行える場ともなり得ますので、地域公共交通会議の設置も視野に入れてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、高齢化が進む中で、利便性の高い公共交通機関を確保することはまちづくりの重要な課題であり、市民の皆様と意識を共有し、地域の実情に合った、防府市にふさわしい公共交通の実現に向けて努力してまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長、教育委員会参事より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 私どもが日ごろ接している、特に自分で車を運転できないお年寄りの「もっと便利なバスを」という声は特に周辺部では非常に切実なものがあります。

それらもくみ取って今の御報告があったわけではありますが、私は、この際、既存のバス路線をどうするかという視点からの対策だけではなくて、この懇話会の報告書の最後のほ

うにも述べてありますが、このような状況に対しては路線バスではなく、他の交通サービス、すなわちコミュニティバスや乗合タクシー等の導入を検討することも必要である、こういうふうに述べられております。

ですから、既存のバス路線をどう維持するかという、そしてそれに対してどう補助をするかという視点だけではなくて、新しい交通体系、これにやはり今重点を移した施策が必要ではなかるうか。

そのためにはもちろん予算もかなり要と思います。しかし、これは交通施策という範疇だけでなく福祉の観点からも、住民の福祉に寄与すると、そういう観点からも予算計上をしていく。そして、今言ったような新しい交通体系を作っていくことが必要だと考えておりますが、この点について御当局の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは私のほうからお答えをさせていただきます。

議員さん、今、御提言といいますか、御意見がありましたことにつきましては、先ほど市長が答弁いたしましたように、活性化計画をつくる中で、まずは基本的にはバス路線の維持ということを前提には考えますが、提言書の中にも記載されるようではありますが、他の交通機関を利用することも、その中でどうしても路線バスではカバーできない、いわゆる空白地も当然出てくるだろうということも想定をされますので、そういったことをトータル的に含めて、他のいわゆるデマンドバス、あるいはタクシー等を使った交通体系も、当然その計画書の中でも考えていかなきゃならないということは私どもも理解をいたしておりますので、いずれにいたしましても、計画書の中にそういったことも入れられるかどうかも含めて、その計画書の作成に当たってまいりたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） いずれにしる、この問題はもう既に数年にわたって御当局も努力され、調査や研究が進められてまいりました。したがいまして、もう今や調査や研究の段階ではなく、実施の段階に来ているというふうにも思います。

幸い、先ほどの御答弁にもありましたように、来年度からは実証運行も踏み切るというふうなお考えもあるようでありますから、ぜひとも目に見える形で1歩踏み出して運行していく、そしてその中で出てきた問題点等はその都度改善して、本当に市民に喜ばれる、特に交通弱者といわれる方々に喜ばれる交通体系がこの防府市においてもでき上がっていくことを要望しておきまして、この質問については終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 次は小学校給食について。教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） それでは、なぜ民間委託が必要と考えるかというこ

とと、12月議会で修正されたにもかかわらず、直ちに再上程した理由はということについての御質問にお答えいたします。

初めに、防府市の学校給食については平成13年11月28日の防府市行政改革委員会の答申を受けまして、防府市行政改革推進会議のたび重なる審議を経まして、最終的には第3次行政改革後期計画によりまして、小学校についても給食調理員の退職状況を勘案しながら、調理・洗浄・配送業務を民間委託し、ドライ運用が可能な施設にあっては自校調理場方式、もしくは一部共同調理場（親子）方式で実施することとなりました。さらに民間委託の検討については、退職者を補充するための正規職員の採用はしないこととなっております。

教育委員会といたしましては、このような考え方を民間委託の実施について、市広報、それからリーフレットなどを通じて多くの市民や保護者に説明してきたところでございます。結果的に昨年の12月議会で再検討するようにとの議決をいただき、その後も事務局でスピード感を持って検討し、教育民生委員会の中でも説明いたしましたとおり、本年度末には市給食調理員3名の退職により、平成20年度には17小学校で市給食調理員が21人体制となります。市給食調理員1人の小学校が13校ということで、4人のいわゆる余剰人員、そういったこととなります。

そのような状況のもとで市給食調理員が年休の取得、それから療休、不慮の事故等から調理業務につくことができない状態になった場合、他校からの市給食調理員の派遣で対応することとなり、慣れない給食調理室での調理作業となることが予測され、学校給食衛生管理の基準に基づいた安全な給食の提供について危機感を覚えております。

このような事態がたび重なることは、最悪の場合、学校給食の提供ができなくなることも考えられ、さらに市給食調理員の労働者の一つの権利でもあります、年休の取得等、そういったものが困難となることから、一日も早い小学校給食調理等業務の民間委託を実施する必要があると考えたものでございます。

さらに、昨年12月議会で御指摘のありました偽装請負の疑義につきましては、平成16年の東京高等裁判所判決にありますように、学校給食調理業務等民間委託は、職業安定法施行規則第4条第1項の各号に抵触しないことを山口労働局においても確認いたしましたことから、偽装請負ではないと考えております。

また、民間委託によります人件費の縮減効果についての質問ですが、学校給食調理業務を民間委託した場合と、民間委託せず、退職調理員を補てんするため調理員を市職員として新規採用した場合との経費比較につきましては、議員勉強会でお示ししましたとおり、仮に20歳の職員を採用したとした場合の試算では、約10年後から徐々に効果が出てま

いりますけれども、学校給食の場合、安心安全な給食の提供はもちろんのこと、決まった時間内に定められた大量の給食を提供するという必要とするため、これまで市は調理等の経験を有する職員を採用しております。

そのため、30歳の職員を仮に採用した場合で試算いたしますと、3年目から人件費の縮減効果があらわれてまいります。一方、20歳から退職までの40年間の勤務に要する経費から検討してまいりましても、その縮減効果は出てまいります。

第2に、民間委託した場合、安全、それからおいしい給食、食育等の保証はされるかとの御質問にお答えいたします。

始めに安全な学校給食については、調理等業務を委託する業者について、保護者及び学校関係者の代表で組織する防府市小学校給食調理等業務委託業者選定委員会が業者選定基準に基づき、業務実績、衛生管理の水準、学校給食の意義の理解などを審査し、選定いたします。

調理室の衛生管理の徹底については、給食調理作業の衛生管理に問題がなかったかを確認するための学校給食日常点検票の全100項目について、民間の業務責任者がチェックした後、学校栄養職員は衛生管理責任者の立場で、施設・設備の衛生、食品衛生の日常管理が適正に行なわれているかどうかを確認し、また助言もいたします。

また、食物アレルギーの対応につきましては、それぞれ民間委託後も学校、保護者、医師と個別に相談しながら対応いたします。さらにその除去食についても委託業者が対応いたしますので、学校給食の安全性は十分に確保されるものと考えております。

次に、おいしい給食についてですが、学校給食の献立については今までどおり学校栄養職員が作成しますし、味付け調整については指示書により対応いたしますので、味の低下はないと考えております。

最後に、食育についてお答えいたします。

現在、小学校では学級担任や学校栄養職員が協力し、年間計画に基づき食育を展開しております。子どもたちに食生活における知識・選択力の習得を通じた単なる食生活の改善にとどまらず、食を通じたコミュニケーションやマナー等の食に関する基本所作の実践に加え、自然の恩恵等に対する感謝の念と理解、すぐれた食文化の継承等の食に関する基礎的な理解など、広範な内容を学習することで、健全な食生活を実践することができる人を育てるよう指導しております。このことは民間委託後も変わることなく実施されることから、食育に対する不安はないものと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 今、御答弁を聞いておりますと、要はなぜ民間委託しなければならないかという最大の理由は、お伺いしますと、要するに行政改革委員会で定年退職者不補充という大方針が決められている。これを守らんがためにいろいろ、これを守れば支障が起こってきて民間委託しなきゃならないんだと。退職者不補充、これが行革で決められているからだと、こういうふうに、わかりやすく端的に言いますれば、こういう御答弁だったと思います。

そこで、教育長にお伺いしますが、この行革の方針というのは市教育委員会にとってはどのようなものなんでしょうか、位置づけはどのように考えておられるんでしょうか、お答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

教育行政とこの行政改革のかかわりでございますが、私自身がこの現職を拝命したのが平成13年の10月でございます。そのときからずっとこの行政改革の推進会議の一員として会議に出ながら、防府市全体の改革の動きを把握してまいりました。

実はこの答申をいただく前からこの推進会議は開かれておりまして、途中で諮問、答申という格好で、先ほど御指摘があったような答申をいただきました。

私自身、この行政をリードしていく責任者としまして、やはり市の職員でありますし、市全体が一体となって行政改革に取り組んでいる中に身を置く者としましては、一般行政であれ、あるいは教育行政であれ、その流れに身を置く限りにおいては、その方向性を定めながら、それを自覚しながらの教育行政を進めていくということは当然であろうというふうに考えておりました。

ずっと会合に出ておりまして、中心に流れているのはやはりコストという面から、特に人件費につきまして、公的な対応をした場合と民間に切りかえた場合にどうなるかということが中心に流れておりましたけれども、厳しい財政の状況の中では、行政改革の特に主要な眼目になるのがこのコスト面であったと思っています。

このことを体感しながらこれまで教育行政を引っ張ってきたわけでございますが、当時文部省、あるいは今現在は文科省でございますが、文部省のほうの指導も学校給食の業務の運営の合理化を進めてこられたということもありますし、それから先ほど御指摘がありましたように、平成13年11月28日の防府市行政改革委員会の答申、この中の根幹はやはり行政サービスを後退させることなく、言いかえるならば、新たな行政サービスにも十分に対応するということを踏まえながら、最少の経費で最大の効果を達成するために、効率的に、あるいは費用対効果の観点から、また官民のあり方も含めまして十分に検討さ

れたというふうに理解し、この答申を真摯に受け止めながら教育行政を進めてまいりました。

教育委員会としましては、今後、小学校給食の推進につきましては20年度以降、2ないし3校ずつ給食業務の一部を民間委託したいというふうに考えておりますけれども、この進める限りにおいての大きな柱は、まず安心安全な給食を提供することはもちろんでございますが、給食の質を低下させることなくということ。それから学校給食の持つ教育的な意義を失うことなく、将来を担う児童に栄養のバランスのとれた豊かな学校給食、あるいは望ましい食習慣を形成する学校給食、あるいは人間性を豊かにする学校給食等々を提供するという本来の学校給食の役割を果たしていく覚悟でございます。

以上が、この行政改革と教育行政、特に私の立場としての見解を述べさせていただきます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 市長にここでちょっとお伺いしたいと思います。

今、お伺いしましても、またこの問題に限らず、今、防府市政を運営していく上で、行革の答申というものは極めて至上命題のように扱われております。

誤解を恐れず言えば、市長の意思決定よりもさらに上位に君臨する、天の声のような、これは私の表現ですからこらえていただきたいと思いますが、そのような感さえるわけでありませぬ。

そこで市長にお伺いしたいのは、この行革委員会の答申というのは一体何なのか。私に言わせれば、行政改革委員会がみずから述べているところで、この行革の大綱というのがありますけれども、この中には「市民、有識者で組織する防府市行政改革委員会の御意見、御提言も受けながら行革を推進する」、こう行革の大綱には述べてあります。さらには「市民、関係各位の理解と協力を得つつ、この取り組みを推進していく」、このように行革の大綱には言われているわけでありませぬ。

そういう点から見ますと、これ行革委員会というのは数ある、防府市政の中で、たくさんあります審議会とか委員会、これとは違う別格の権能や権力や決定権、あるいは行政全般に対する拘束力を持つものなのかどうなのか、これについて市長の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 持つものではございません。

議長（行重 延昭君） 17番、木村委員。

17番（木村 一彦君） ですから、市長の、あるいは市政の諮問機関であって、御意

見を伺う、御提言を受け入れる、こういう機関であります。

ですから、これが最大の力を持った、市政運営に大きな影響力を及ぼす、及ぼすのはいいんですが、決定権があるかのような扱いは、私は間違っていると思います。そういうことがもし認められれば、市長と行革委員会と、いわば市政に二重権力が生ずるわけでありますから、そういうことは決してあってはならないと思うんで、そういうものとして、一諮問機関として、行政改革に関して意見や提言をする一諮問機関としての位置づけしかないわけでありますから、これがすべてを縛ってはいけないというふうにも思うわけであります。このことをまず最初に申し上げておきたい。

そこで、先ほどの御答弁にありましたコストの問題ですけれども、確かに退職者の補充を若い職員の採用で補充する場合と、それから民間業者に委託した場合の人件費の比較は10年後には逆転して民間委託のほうが安くつくという人件費の比較は今まで何回も聞いてまいりました。しかし、ここに重大な、落とし穴というか、見落とされている面があります。

それは何かというと、防府市は民間業者に対する人件費だけを払うわけじゃないんです。民間業者に委託料をそれ以外にも払うわけです。それでないと民間業者は、自分とこの従業員の給料だけもらったんじゃ何のもうけにもなりませんし、企業は成り立っていきませんから、人件費を含む委託料というものを市は民間業者に払うわけです。

この委託料というものは、この今までの論議の中でも全く出てきません。委託料が大体どのぐらいかかるかも、市の教育委員会は今まで明らかにしておりません。これは入札があるから明らかにできないと言えればそれまでのことですが、この部分を入れれば、もっともっとコストは民間業者のほうが高くなるんじゃないですか。

さらには、年数がたっていけば全国的な傾向としてこの委託料は値上げがされる、こういう傾向にあります。そういうことを考えれば、ますます市の職員の定年退職を若い職員で補充した場合のほうが半永久的に安くなる、コストは安くつくんじゃないかというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） いわゆる、今、木村議員さんがおっしゃるのは、生涯賃金というふうな格好ではないかなというふうに思います。

今の確かに若い人たちの、ありますけれども、私のほうの考えでは、今まで約2億円とか、いろいろ金額は、1人の職員に対して支払っておりますけれども、それに見合うといいますが、前回お示ししましたそれぞれの金額は確かに委託する場合には高いんですけれども、それが例えば、20歳を採用した場合にそれぞれ40年間という採用期間、そうい

ったものが起きてきます。その分だけ初めのうちは確かに安いという計算は成り立つんですけども、それがだんだん、だんだん逆転する。

それからもう一つは、委託料がだんだんはね上がるのではないかとというふうな御質問がありますが、その部分につきましては、これはまたそれぞれ児童数の推移、それから学級数の推移、それから栄養職員、そういったもののいわゆるパート職員、そういった児童数によってそれぞれ人件費が変わってきます。そういった意味で、必ずしも委託するのがだんだん、徐々に上がるということは、一概には言えないというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 質問に答えていただきたいと思うのですが、私が言ったのは、これまで議会に出されてきた説明資料では、民間の従業員の人件費と市の正職員の人件費とを比較した場合に、10年後に民間のほうが安くなる、こういう資料が今まで出されてきたわけです。しかし、そこには給食業務を請け負う業者の営業利益、諸経費、そういうものは含まれておりません。人件費だけの比較です。

ですから、その請負業者の受け取る利益もそこに加算しないと、正式な、フェアな比較にはならないということを言っているわけでありまして、この点についてはもう時間がありませんから答弁は要りません。

それから、安全でおいしい給食を保証する、こういう問題で質問をしたいと思います。

これはこれまでの委員会やその他の勉強会、あるいは本会議でも出ましたが、国が決められている学校給食の安全管理基準、こういうものがあります。これは、一言で言うと、給食を支配する市が細かい点にわたって全部安全管理をチェックしなきゃならないというふうに国が細かく決めているんです。ところが、これまでの審議の中では市当局の御答弁でもそれらを一々、一々チェックはできない、やれば偽装請負になりますから、こういう御答弁でありました。つまり、国の言っている安全管理基準は民間委託では、言ってしまうと、守れない、最大限努力するけれども、これは100%はできない。こういう答弁があったと思います。

それからもう一つ、おいしい給食という点でも、学校栄養士が民間業者の責任者と細かく打ち合わせをするというんですけど、前日とその日と細かく打ち合わせするから大丈夫だと言うんですが、しかし、私も男性ですからあれですが、料理をする人はわかりますよ。例えば野菜一つとっても、産地やその日の出来具合や、それから洗浄の仕方や切り方や、野菜に含まれている成分自体もその時々で随分変わるんです。野菜一つとってみてもですよ。だから、仕様書に事細かに書いてあったからって、必ずしもおいしい給食ができるとは限らないんです。これは料理をする人なら常識です。その都度その都度味は変わってく

る。だから、その都度現場でこれを改善するようにやらないと、指示しないと、おいしい給食というのはできないんです。

ところが今の民間委託では、偽装請負になるからそれはやってはならないことになっている。だから、全国で民間委託している現場の栄養士さんは、違反になるのを承知で、黙って見ておられないから違反になるのを承知でいろいろ注意しているんです。その場その場で、現場で。これ、多くの事例があります。そういう事態になるということ。

つまり、もう1回言いますと、安全の面でも、おいしいという点でも、今の民間委託、本当に偽装請負にならないようにしようとすれば保証されない。こういうことがはっきりしているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） いわゆる、学校栄養士さんの仕事があります。

学校栄養士さんについては、それぞれ食の安全はもちろんのこと、食品衛生ということ、味付けのこと、それぞれの指示を出すようにしております。その指示の中で、いわゆる衛生基準というものが定められておまして、これを守っているかどうか、また、確かにそれをチェックするというのも、当然、栄養士さんの仕事ではあります。

その中で防府市といたしましても、また教育委員会、文部科学省が決めました、学校給食日常点検票というのが、まず100項目において、それぞれ、例えば野菜を流水で十分洗浄したかとか、そういったいわゆる点検票がここにあります。

その点検票に基づいて、まず業者はそれぞれ点検いたします。それを完全にやっているかどうかというのは当然、衛生管理の職員、学校栄養職員はそれをチェックしますし、また、それがなされていなければ、当然、いわゆる向こうの受託者の管理監督者に指示をするということでございます。

それから、おいしい給食ということがありますが、今ここに私のほうで中学校給食の、いわゆる味付けについての指示書があります。これは、20年の1月29日にそれぞれ指示書が、中学校給食のセンターで受託しております責任者ですけれども、栄養士さんに渡したのは、例えば出来上がったら味見をし、足りない場合は調味料の追加を依頼する。和え物は例えば、酢1リットル、薄口しょうゆ1.8リットル追加を指示した。プルコギは、1釜につき濃い口しょうゆ1リットル追加した。いわゆる、そういった指示書を出して、味について確認をするということも、当然必要だろうというふうに思います。

これは、いわゆる山口労働局との確認を取りまして、そういった指示・命令、命令と言ったらおかしいけれども、指示・確認というのができるかということの、それぞれの確認を取りまして、調理過程においても、それから洗浄、いろんな部分においても指示ができ

るというふうには確認をいただいております。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 時間がないので手短にお答え願いたいんですが、そうすると、学校栄養士が現場にその都度入って、その都度指示できると、こういう御答弁だったかのように思いますが、イエスかノーかで教えてください。

議長（行重 延昭君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） すみません、指示ができるという、中ですか。

17番（木村 一彦君） 現場で、学校栄養職員が細かい指示ができるのか。

教育委員会参事（恵藤 豊君） はい、できます。すみません、細かいというのがどの程度かちょっとわかりませんが、いわゆる、ポイントポイントで指示ができるというのは山口労働局のほうで確認は取っております。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） その点は、私、大いに疑義があるところだと思います。そのポイントでしかできないということもありますが、実際に現場に入って、市の側が、指示するということが、果たして偽装請負にならないのかどうか、これは今後のちょっと議論になると思いますが、時間がありませんから、きょうはこれでやめておきます。

それから、民間業者に委託した場合に、正職員3名は必ず確保してくれと。それ以外はどういう雇用形態かは、市は関与できないと、こういう御答弁でありました。

そうしますと、実際には全部、市の職員で調理をやっていたときに比べると、これはどうしてもパートさんでくるくる変わったりしますから、体制が弱まる、あるいは水準が落ちる、質が落ちる、こういうおそれがあると思います。

それともう一つ食育という点でも、子どもたちが、今だったら、直営でしたらこの給食のおばちゃん、もう顔見知りになって、何年間もずっと一緒にいますから、その姿を見て交流もあるし、教育にもなります。

しかし、パートでくるくる変わって、先週来ていたおばさんと、今回また違うおばさんがある。こういう状況になったときに、果たして本当にその子どもたちのふれあいや食育というのができるかどうか。この2つの点で疑義があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 先ほどの、すみません、指示ができると言いましたのは、責任者に指示ができるという意味合いでございます。

それから、食育に関しましては、給食の調理員さんといいますが、そういった調理員の方たちは、いわゆる市の調理員から民間の調理員の方にかわるということで、それに対す

る子どもたちの受けとめ方はよくわかりませんが、従来と変わらない、私のほうは変わらないというふうに思っておりますし、食育そのものは学校栄養職員が行うということもございまして、それについて学校のほうとしても一般の、いわゆる民間業者の給食の調理員さんにも、当然いろんな疑問とか、そういったことも投げかけることもできるだろうし、その辺は今までと同じような、いわゆる学校給食の形態というふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） この給食問題については最後にしたいと思います。

これもほかの行革と同じなんですけど、やるからには、当事者の合意というものが必要だと思うんです。もちろん保護者、それから学校現場、こういう人たちの合意なしにこれを進めていくことはできないと思うんですが、特に今回、民間委託を予定されている、華城小学校、中関小学校については、それらの保護者や教職員との合意というのは完全に勝ち取れているんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 中関小学校並びに華城小学校を予定しておりましたが、中関小学校につきましては、9月にそれぞれ、この学校給食、民間委託を進めるに当たりましては、いわゆる学校給食の今後のあり方というふうなことで、それで民間委託を進めますよということを、市内小学校の保護者全員にリーフレットを配り、また、広報をしております。

またさらに、中関におきましては説明会といいますか、そういった、PTAのほうに出向きまして、学校給食を始めるといことになりました。それで、中関小学校のほうとしてはPTA新聞というのをつくられまして、学校給食の流れと一部委託する業務ということで、調理と洗浄を業務委託をしますよと。その中で、またそれぞれの保護者からの質問を、このPTAの新聞の中に載せておられます。

そういった意味で、私どもといたしましては、それぞれ、中関小学校については十分御理解いただいているのではないかなというふうな思いがいたしますし、華城小学校につきましては、それぞれ、PTAの役員、それから学校の先生等々につきまして、学校給食の民間委託について説明は申し上げたところでございます。

それで、全部が理解していただけるかどうかというのは、華城小学校の分については、まだ、確認は取っておりません。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 私が聞いたところによりますと、華城小学校では、校長と教

頭を除く全教員、職員、栄養職員、調理職員、四十数名が全員、この民間委託、やめてくれと、直営を守ってほしいという署名を教育委員会に提出したという話を聞いております。校長、教頭以外すべての職員が、いわば民間委託に反対と。この一番現場の、華城小学校の教職員がそのようにやっているというふうに聞いておりますが、いかがですか。

議長（行重 延昭君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） まだ、その部分については、私どもの手元に届いておりません。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） それは怠慢じゃないですか。もう、いつ出たんか知りませんが、先週か何かに届いているはずですよ。私が聞いたのはそういうことです。

これはもう、そう言われれば、知らんと言えはそれまでのことです。怠慢だということだけ指摘して、時間がありません、次の答弁、お願いします。

議長（行重 延昭君） 次は、市立保育所の民間移管について。健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、保育所の民間移管について、お答えをいたします。

まず、民間移管しなければならない理由についてでございますが、これまでも保護者の皆様に御説明しておりますように、財政状況が厳しい中、今、行政に求められていることは、行財政改革に取り組みながら、安心して子育てのできる保育行政を進めていくことであります。

防府市では、議員定数の削減や、市長など特別職の報酬や給料のカット、市職員の定数削減や、職員手当の廃止、見直し、また、養護老人ホームの民営化等を既に行い、行政改革の成果は着実に上がっております。これからも、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、市全体で聖域なき行財政改革に取り組んでまいらなければなりません。

民間移管につきましては、平成13年の行政改革委員会の答申に基づき取り組んでまいりましたが、公立保育所を民間移管いたしましても、同等の保育サービスが提供でき、かつ、財政面での負担も少なくなるため、基本的にはすべての公立保育所を民間移管する予定といたしております。

民間移管は、最小の経費で最大の効果を上げるためであり、節約できるものは節約し、同等なサービスを提供できる方法があれば、その方法を検討し、その方法が変化に対して柔軟に対応できる点で優れているのであれば、変えていくということが行政の責務ではないかと考えております。

議員も御承知のとおり、三位一体改革により、平成16年度から公立保育所の国庫負担

金が廃止されました。このことにより、公立保育所の運営にかかる経費につきましては、一般財源化され、全額市費負担となっております。民間保育所につきましては、国・県から運営負担金が交付されますので、民間移管することにより、市の負担は大幅に軽減されることとなります。

次に、保護者の保育所選択権についてでございますが、平成19年11月の最高裁判所による大東市の判例によりますと、民間移管をしても継続して保育所が運営されるのであれば、保育の解除には当たらず、保護者の選択権は守られているとされております。

防府市におきましても、運営主体が市から社会福祉法人に代わりますが、保育所は継続して運営され、また、保育内容も引き継がれますので、選択権は守られていると考えております。

次に、保護者の同意についてでございますが、保護者の同意を得ることは重要な条件と考えておりますので、保護者がどのような御要望を持っておられるのかお聞きするために、保護者説明会を実施し、また、できるだけ具体的な御意見をお聞きするために、早い時期にアンケートも実施いたしております。

この集約しました御意見や要望につきましては、受託法人とも協議を重ね、より具体的に保護者の要望に沿った対応を行いたいと考えております。なお、この御要望に対する回答につきましても、すべての保護者に文書で配布し、お知らせをいたしております。

これらの保護者の要望を踏まえ、児童への影響を緩和するため、現在の保育を引き継ぐ合同保育を1年間実施いたします。受託法人におかれましては、現在の保育を引き継ぐため、公立保育所の経験を持つ臨時保育士を中心に、三田尻保育所が6人、西須賀保育所が5人の保育士を、正職員として既に採用されています。

さらに、それとあわせて公立保育所の園長経験を持つ保育士を非常勤職員として採用されるなど、積極的な対応をしていただいております。4月からは、前段の保育士が在籍出向という形で三田尻保育所と西須賀保育所に勤務し、合同保育を進めてまいります。

市の保育士も、保育内容を確実に引き継ぐことが責務と考えておりますので、移管後も、子どもたちが安心して保育が受けられるように、充実した合同保育に向けて取り組んでまいります。

また、合同保育の期間中には、保護者、受託法人、行政の3者で十分に話し合える協議の場を持ち、子どもたちにとってより適切な保育環境を整えてまいります。

このように、保護者の御要望を十分にお聞きし、受託法人の積極的な取り組みをいただき、さらに引き続き保育所職員が、子ども一人ひとりの成長に応じた保育に取り組むなど、他市に例のない合同保育の実施により、保護者の同意が得られるものと考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 先ほどの給食もそうですが、コストコストと、子どもを育てることにに関して、コストとか経費とか、そういう考え方、やめてほしいというのが多くの保護者の気持ちです。それをまず1つ言っておきたいと思います。

それからもう時間がありませんので、肝心な点だけお尋ねしますが、いろいろ今、聞いていないこともいろいろ言われましたけれど、三田尻保育所をとった場合に、合同保育が終わった後、完全に民間移管した後、今の三田尻保育所と同じ保育士の数が確保できない、こういうふうに過日の教育民生委員会の調査で言われました。ということは、人数だけでははかれないというかもしれませんが、保育の質が低下するということのみずから認めていることになるんじゃないですか。

それからもう1つ。保護者との合意、今、いろいろ説明会をやると言われましたが、保護者が合意したという、確認というんですか。何をもって保護者と合意がされたというふうに考えられるのか。それははっきり、漠然として説明会をやったとか何とかじゃなくして、形に見えるもので合意したということがわかるようにしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） まず、保育士の数の減ということでございましたけれども、これにつきましては、国の保育基準に従い現在配置をされておりますが、そのときの0歳から6歳までの子どもさんの在籍しておられる数、それとあとは現場の保育士が、その教室にはどのような保育士の人数が適切かというような現場の判断をしておりますので、現在と同じというわけにはいかないというふうに理解しております。

また、合意の確認ということでございますけれど、これにつきましては、先般、説明申し上げましたように、同意書というのとは取ることはいたしておりません。しかし、私どもは、この1年間の合同保育で、皆さんの、保護者の方の同意がいただけるというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） いやいや、その合意というのは、何をもって合意を勝ち取れたのかと。第三者が客観的に判断できて、これは確かに市と保護者が合意しているなどわかるような形で言ってもらわないと、主観的に市の側で合意が勝ち取れたと片方で思っている、保護者のほうがいよいよ合意していないと、主観の違いが出てくるから、私がさ

つきから言っているように、客観的に第三者が判断できるような合意の形をどういうふう
に取るのかということを知っているんです。

議長（行重 延昭君） 簡潔にお願いします。健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） これにつきましては、これまでも申し上げております
ように、この合同保育の中で保護者の方、それと受託法人、それと市の3者が、それぞれの
疑問をぶつけ合いながら、それをいわゆる覚書という形でまとめていきたいというふう
にいたしておりますので、これが一つの形ではないかというふうに考えております。

以上です。

17番（木村 一彦君） すみません、時間も来ましたが、一言。

議長（行重 延昭君） 簡潔にお願いします。17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 合同保育の中で、合意を勝ち取るというのはおかしいですよ。
合同保育というのはこの議会で議決した後にやるんですから、その議決前に合意を取って
おかないとおかしいじゃないですか。議決してから合同保育の中で合意を取るとするのは、
これはそういうことなら、この議決は認められないと思います。ということだけ述べてお
きたいと。

以上、時間が過ぎてすみません。

議長（行重 延昭君） 以上で、17番、木村議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、2番、高砂議員。

〔2番 高砂 朋子君 登壇〕

2番（高砂 朋子君） 本日最後の登壇となりました。公明党の高砂でございます。
それでは、通告に従いまして、質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。
精神障害の方々の福祉充実について、お尋ねいたします。

これまで、障害者の方々の福祉は、身体・知的・精神、それぞれ個々の法律に基づいて、
福祉サービスなどが提供されてまいりました。平成15年4月導入の支援費制度は、障害
種別ごとに縦割りサービスということになっておりましたが、精神障害の方々にとっては
なかなか適応されず、どこか福祉の概念の外に置かれてきたところがありました。必要と
する方々すべてにサービスが行き届いていない現状から、それらの課題を解決し、共通の
法律に基づき、安心して暮らせるためのサービス提供は長年の課題でございました。

このような状況下、平成18年4月、障害者自立支援法の施行、障害の種別にかかわら
ず、サービスを利用するための仕組みを一元化し、身近な市行政が責任を持ってサービス
を提供できるような体制を整え、支援が開始されました。

現国会では、この法をさらに円滑に施行するために抜本的に見直し、利用者の負担を軽減することや、事業者への支援に対しても、きめ細かい配慮を盛り込むことが審議されております。

障害の有無にかかわらず、だれもが社会・地域で安心し、生きがいを持って生活をしていくためのノーマライゼーション社会の構築は、今後さらに重要になります。そのための支援体制が、さらに充実することを強く願うところでございます。

今回は特に、3障害が一元化されたとはいえ、まだまだ福祉サービスが行き届いていない精神障害の方々の福祉充実について、5点にわたりお尋ねをいたします。

まず1点目、障害者自立支援法の施行から約2年が経過いたしました。この間どのように精神障害の方々に対する福祉施策が変わり、進んできているのでしょうか。福祉施策の実態及びサービス利用の状況について、詳しくお聞かせください。

2点目、福祉タクシー券交付による、外出支援サービス向上についてお尋ねいたします。

国交省は昨年5月に、障害者自立支援法成立で、身体・知的障害者と精神障害者間の格差を是正した、交通割引導入のための必要な協力を、各自治体に要請したい旨の発表をしております。

今議会での市長施政方針の中に、充実する旨の発表をしていただき、昨年より要望してまいりました私どもも大変喜んでおりますが、ここで改めて対象者の条件及び該当される方の人数、想定予算等、施策の詳細をお聞かせください。

精神の障害をもちいらっしゃる方の増加傾向、見守られる家族の高齢化も進む中、交通手段の提供・確保は、外出支援のためのサービスとして大変重要です。今後も、福祉タクシー券交付の対象者の拡大を要望していきたいと思っております。

3点目、就労支援の充実についてお尋ねいたします。

提供されるサービスの中で、就労移行支援、就労継続支援がどのように行われているか、詳しくお聞かせください。

改正障害者雇用促進法の施行からも約2年がたちました。法定雇用率についても、この法によってようやく精神障害の方が算定対象となりました。全国的にはこの法により、就職は増加傾向と厚労省は発表しており、働きたいと願う障害者の方々の就労移行のチャンスの広がりを期待したいところでございますが、現実はなかなか厳しい状況が続いているように思えてなりません。

雇用を希望する企業、事業所あつての就労ということもあり、市行政だけの取り組みで改善される問題ではございませんが、だれもが生きがいを持って生活をしていくためには、さまざまな関係機関と積極的に連携をするなど、就労支援の取り組みは欠かせないことと

思います。市としてのお考えをお聞かせください。

4点目、精神障害専門の相談員の設置についてお尋ねをいたします。

相談窓口に来られるのは、御本人もしくは御家族の方、手帳保持者だけではなく、申請段階の方々、また、認定を受けることはできないけれども、心の病の相談の方もいらっしゃると思います。言葉かけ一つも、態度も、大変重要になります。

いずれにしても、専門性を求められる相談内容となり、各部署、各関係機関との、細やかな連携の必要性もあるため、有資格者の専門員の配置が必要ではないでしょうか。また、周囲の人に気を遣うことなく、安心して相談ができるような部屋への誘導などの配慮も必要なのではないでしょうか。

5点目、家族の支援体制の充実についてお尋ねをいたします。

どんな障害をお持ちでも、御本人はもちろんのこと、その方たちを支える御家族の苦勞は、深刻で、筆舌に尽くしがたいものがあると思います。私も、精神障害の方を家族に持たれる数家族の方々から、さまざまな御苦勞の実態を聞かせていただき、支えておられる御家族をサポートすることの重要性、支援体制充実の必要性を強く感じておるところです。

見守っておられる家族の高齢化、やがては障害者のわが子を一人にしてしまうという、行く先の不安も大きい中、前項でも取り上げましたように、相談窓口の充実のほか、受け入れ施設との連携、サービス利用へのPR、訪問型の支援等、さらなる充実が必要ではないでしょうか。

また、市内に精神障害の方々を受け入れる施設が少ないように思いますが、今後の拡充に向けての考え、取り組みをお聞かせください。

最後に、私は以前より、障害者という言葉の中に、「害」という一文字が使われていることに大きな抵抗を感じてまいりました。生きていく上での障りを望んで選ばれたのではない。厳しい環境の中で、必死に、けなげに頑張っておられる方々を思うとき、思うようにならない体や心をあらわすのに、「害」という言葉を使ってよいものかと思ってまいりました。

さりとて、全国的に行政の中で当たり前のように使われているこの言葉に、どう抵抗してよいものか、代案も見つからず、今日まで来ております。

同様の思いを持つわが党の議員が千葉県にもおり、市役所内の障害の「害」を、ひらがな表記にすることを提案し、実行されたと聞いております。せめてもの思いと言っております。高齢障害課のネーミングも、一生涯、いきいきと頑張っていこうというような、希望のあるネーミングの課にしては、とまっているところでございます。

生を受けたすべての人々が、最終章までどんな状況下であれ、希望を持って生きていく

ことができる温かい社会になるように、行政はリーダーシップを取っていくべきだと強く感じております。さらなる福祉充実の施策の発信を、どうかよろしくお願いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の、福祉施策の実態についてでございますが、議員御承知のように障害者自立支援法では、身体・知的・精神の3障害共通のサービス体系による自立支援給付・地域生活支援事業の各福祉サービスを利用することができるようになっております。

また、サービスの利用状況についてでございますが、介護給付と訓練等給付を合わせまして67名の利用があり、地域生活支援事業の移動支援・日中一時支援は4名の利用により、前年度と比較しますと利用者は約2倍となっております。

次に2点目の御質問の、福祉タクシー券交付による外出支援サービス向上についてでございますが、新年度予算案として、重度の精神障害者も対象とした、福祉サービス券の助成が行えるよう予算計上しているところでございます。その助成対象者につきましては、精神障害者保健福祉手帳1級所持者とし、100名程度を想定しており、予算規模といたしましては250万円を見込んでおります。

次に3点目の就労支援の充実についてでございますが、就労移行支援・就労継続支援につきましては、障害者自立支援法による新体系に移行した事業所が、サービスの提供を行うことができるものであり、現在、市内では2カ所の事業所が就労関係の新体系に移行し、サービスを提供しております。

法施行後、2年足らずということもありまして、すべての事業所が新体系に移行しておりませんが、今後、障害者を受け入れる各企業やハローワークと連携を図ってまいりたいと考えております。

また、一般就労に向けた雇用対策としまして、身体障害者福祉センターで、精神障害者の方の就労訓練を目的とした臨時職員の雇用を試行的に実施しております。

次に4点目の御質問の、精神障害専門の相談員の設置についてでございますが、窓口相談業務におきまして、相談内容が困難事例等の場合については、相談支援事業として委託している東仁井令のクローバーセンターや、生活支援センターの相談員、また相談内容に関係する機関や市職員が連携を取って、個別のケース会議を開催し、問題解決に対応しております。

また、平成20年度から障害者自立支援協議会の設置により、相談業務を強化すること

にしておりますので、現時点では、精神障害専門の相談員を設置する予定はございません。

なお、障害をお持ちの方が周囲の人に気を遣うことなく、安心して相談ができるように、別室で相談を受けるように配慮いたしております。

最後に5点目の、家族の支援体制の充実についての御質問にお答えいたします。自立支援法による施設入所、生活介護等の福祉サービスを利用する場合には、障害の程度区分によって決定することになっております。したがって、サービスの利用を決定するに当たり、家族の意向や受け入れ施設と連携して行っております。

なお、旧体系である施設が新体系に移行する際には、各施設と協議を行い、家族の相談等も踏まえ、福祉サービスが提供できるよう努めております。

サービス利用へのPRにつきましては、例年、市広報やホームページ等でお知らせしてきたところでございますが、本年も3月の市広報により、障害者福祉サービス等についてPRする予定といたしております。

訪問による支援でございますが、御相談を受けた場合には市職員による訪問を行っております。また、その相談内容によりましては、市が委託しております相談支援事業者等による訪問や支援も行っております。

今後の市内の施設拡充につきましては、市外の施設利用も可能となっておりますので、近隣施設との連携を取りながら、利用者の利便を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 具体的な御答弁、ありがとうございました。それでは、もう少し具体的に、個々に関して質問をさせていただきたいと思っております。

この2年間の福祉施策の実態、サービスの利用の状況については承知いたしました。

精神障害者の保健福祉手帳保持の方の、各級ごとの人数を教えてくださいませんか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） ではお答えいたします。

1級の方が198人、2級の方が226人、3級の方が74人です。これは、この平成20年の2月1日現在でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 1級から3級まで約500名近い方が、手帳を持っていらっしゃるという御説明でございます。

先ほど市長さんのほうからの御答弁の中には、介護給付、訓練等給付、合わせて67名、約13%ぐらいの利用率になるのではないかと思います。また、地域生活支援事業等の利用者も4名ということで、合わせて71名。それにしても13%から大幅に上がるということではございません。14%ぐらいになるかと思います。

自立支援法が施行されて、昨年よりは2倍になったという御説明もありましたけれども、この13%、また14%という数字が、果たして本当に皆さんのもとに届いているサービスの利用の数であるのかということに関しては、とても心配をしております。

また、入院という形で治療を受けていらっしゃるという方もいらっしゃるのので、手帳保持の方すべてがサービス、必要ということではないでしょうけれども、必要だけれどもサービスを受けていらっしゃる方が、まだまだ多くいらっしゃるのではないかと心配をしております。その点はいかがでしょうか。また、そうであるならば、今後どのように取り組んでいかれるおつもりなのか、その点をお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

いわゆるこのようなサービスを未利用の方へのということでございますけれども、特に精神障害をお持ちの方につきましては、お一人お一人状況が違います。そして、また議員さんもおっしゃいましたように、ある程度、人に知られたくないとかそういうこともございますので、我々としていたしましては、相談窓口には、必ず何らかの形でサービスにつなげるということは考えておりますけれども、これにつきましては、現場でも苦慮しているのが現状でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 部長さんがおっしゃることは、よく理解はできます。しかしながら、私もいろいろな精神障害をお持ちの方の御家族の方からの声を聞いておりますけれども、本当に大変な思いをして、介助していらっしゃるというか生活を共にしていらっしゃる方がいらっしゃいます。

福祉全般にわたって言えることですが、課の窓口では職員の方も本当に知識が豊富で大変熱心に対応していただいておりますけれども、さまざまなサービス、それを必要としていらっしゃる市民の方々が、御存じないことも多いのではないかと実感を抱いております。

きょう一日のこの時間の間にも、障害と向き合って、悩み、ふさぎ込んでいらっしゃる御家庭もあると思います。周知徹底、こういう利用ができるんですよというような、親切

な周知徹底、積極的な取り組み、そういった市民に向けての歩み寄りの姿勢での取り組みが必要なんではないかということ強く感じております。

先ほどの御説明にもありましたけれども、いろいろな機会を得て、市広報等にも載せる、またホームページにも載せているということではございましたけれども、本当に障害を持っていらっしゃる方へ歩み寄っていく姿勢での発信を強くお願いをしたいと思います。

それから、続けて申し訳ございませんけれども、福祉タクシー券の交付による外出サービスの向上について、お尋ねをしたいと思います。

想定予算、250万円を見込んでいたということではございました。重度の方ということで、1級の方のみということではよろしいのでしょうか。また、申請の方法が具体的にわかりましたら、教えていただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 対象者の方については、今の福祉障害手帳をお持ちの方の1級の方ということです。それと、この周知につきましては、実際に私ども窓口で御相談を受けたときには、必ず、どういうサービスがありますよということで、お一人お一人に説明を差し上げております。その辺で、ある程度の御理解をいただいているというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 今回の議会終了後、審議が採択されてからの後のことではございますけれども、この198名の方たちに対して、対象者個々にお知らせする準備等はお考えがありますか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

こちらといたしましては、できるだけサービスは利用していただきたいとは思っておりますけれども、やはりその方の御事情というのがございますので、現在のところ、個別にお知らせをするという形は考えておりません。

以上です。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 先ほども申し上げましたように、歩み寄りの施策をとっていただきたいとは思っているわけですが、できれば、本当に交通手段の確保ということで困っていらっしゃる方たちに対して、親切に情報を提供できる方策を練っていただきたい。窓口に来られた方に情報を提供するのは当たり前のことではございますけれども、本当にその

ことができずに、またそのサービスを受け取ることができずに、知らずに困っていらっしゃる方がないように、よろしく願いをしたいと思います。

では、こういった福祉タクシー券、精神障害者の方への対応ということで、県内他市の状況が、もしお手元でおわかりになりましたら、教えていただけますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、これちょっとデータが平成19年の11月現在でございますけれども、この時点では、精神障害者の方のタクシー助成制度につきましては、防府市と宇部市と美祢市がございません。あと、ほかの市はそれぞれございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 合併の関係もあるかと思いますが、旧徳地町に住んでいらっしゃる精神障害の方が、徳地町から防府のお友達のところに遊びに来たときに、このタクシー券の交付があることによって、本当に防府のほうにも出て来やすくなったと喜んでらっしゃるといってお話を聞かせていただきました。

聞くとところによると山口市は、1級から3級の方すべての方にこの交付がされているようでございます。あとは1級のみの方のところが多いようではございますけれども、先ほども壇上でも申し上げましたように、交通手段の確保というのは本当に深刻な問題がございますので、さらなる拡充をお願いしたいと思っております。

それから、その他、精神障害の方たちにとっての外出支援として、ほかに何かサービスがございますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

外出支援といたしましては、地域生活支援事業の中の移動支援事業によりまして、いわゆる社会参加のための外出の際の移動支援ということでございます。これ、1カ月8時間までの利用については、無料とする制度を市では実施いたしております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） こういったヘルパーさんが外出の手伝いをするという、1カ月8時間ということでございますけれども、大変有効な手段だと思いますので、皆さんにさらなるPRもしっかりしていただきたいと思います。

精神障害をお持ちでも、中には車を運転される方もいらっしゃいますし、一人では一歩も出られないけれども、手助けがあればお出かけができる方もいらっしゃいます。また、

家族の高齢化に伴い、車による同行ができなくなり、タクシーやバスに頼るしかない方もいらっしゃるわけです。いずれにしましても、何度も申し上げますが、移動手段の確保など、外出支援は通院や買い物といった、生活に大変重要な支援になりますので、実態をしっかりと把握していただいた上で、さらなる拡充をよろしく願いをいたします。

それから、次に就労支援の充実についてお伺いをいたします。

こういった就労移行支援と就労継続支援ということのサービスを行っているという御説明でございました。市内2カ所という御説明がありましたけれども、その2カ所、教えていただけますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） これは、私のほうに今、手元に資料がございますのが、「夢かれん」でございます。もう1点についてはちょっと資料がございませんので、申しわけございません。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） どちらにしましても、本当に数少ない実態ではないかと思えます。

先ほどの御答弁の中には、ハローワークとの連携も行っていくという御説明があったかと思いますが、これまでにハローワークとの連携が行われたことがございますでしょうか。実質的なことが行われているのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） お答えいたします。

相談業務におきまして、またあるいは個別の会議等におきまして、ハローワークの職員の方に協力をお願いしまして、その会議等に参加をさせていただいております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 東京都文京区での取り組みですけれども、昨年6月より障害者就労支援センターを開設しておられます。利用対象者は、身体・知的・精神などの障害があり、就労意欲がある区内在住の人やその御家族、障害者を雇用している、または雇用を希望する区内の企業・事業所となっており、就職活動に関する情報提供のほか、職場見学や作業体験などの就職に向けた準備、就職後の職場定着のための支援などをハローワークとしっかり連携を取りながら、障害に合わせて無料で行っているということでした。

防府市においても、何かできることはないかと、これから真剣に悩んでいただきたいと

思っております。先ほど、市内の2カ所ということでしたが、実質的には私は「夢かれん」さんだけではないかと思っているわけですが、「夢かれん」さんは、私どもの住んでおるところの近くにございますけれども、本当に定員も20名ぐらいではなかったかと思いますが、本当に、県内いろいろなところから来られているようでございます。本当に施設の拡充が望まれるところだと思います。

その中での就労移行支援、また就労継続支援が充実されるように強く望んでいきたいと思っております。

それから、次に精神障害者専門の相談員の配置についてでございますけれども、結論的には、専門の相談員を配置する考えはないということではございました。また、協議会等の設置により、相談業務の強化をしていくということではございましたので、悩んでいらっしゃる方にとっては、さらに充実が進むということで、喜ばしいことかとは思いますが、

それで、障害者福祉の概要というのが毎年、この冊子でございます。障害者福祉の概要という、私は今19年度のを持っているわけですが、この冊子の一番最後のところに、市内の身体障害者・知的障害者相談員という方の一覧が載っております。さまざまな方が名前を連ねていただきまして、皆様の御相談に乗っていただいて、大変皆様も喜んでいらっしゃるのではないかと思っておりますが、こういった形の精神障害の方々への対応を地域で受けられるような相談員は、市内にはいらっしゃらないのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 地域での相談員ということではございますけれども、申しわけございません、これについてはちょっと私のほうでわかりません。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 生活支援センターやクローバーセンター、そういった3障害をお持ちの方すべてに対しての御相談を受けてくださっているところはございますけれども、こういった身体・知的の障害をお持ちの方のように、精神障害の方たちも、市内に、数では上がっていないところで悩んでいらっしゃる方がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。こういった地域での相談の体制も、これからは充実をさせていただきたいと、強く願うところでございます。

壇上でも申し上げましたように、心に問いかけるという対応は、大変専門性が重要になってきております。学校には学校カウンセラーが配置をされております。今や、企業にもカウンセラーの配置をしているところも増えてきております。多くの市民の皆様に向けても、庁舎内や支援センターなどで、しっかり御活躍をいただける有資格者の専門のカウンセラーの配置を強く要望したいと思っております。

相談室への御案内の件ですけれども、窓口に来られた折には、これからもさらに、どうぞきめ細かな心遣いをお願いをして、窓口で恥ずかしい思いをされないように、御配慮、さらにはお願いをしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、家族の支援体制の充実について、2点ばかりお伺いをいたしたいと思います。

先ほどと重複いたしますけれども、サービス利用へのPRが必要ではないかということをお私強く思っております。3月の市広報にも載せていただけたということで、しっかりと皆さんが読んでくださるようお願いいたしますけれども、何度も申し上げますが歩み寄りの政策、本当に皆さん、手帳を持っていらっしゃる方々すべてに、個々のでも御案内をしてあげてほしい、そのくらいの思いを持っております。

訪問型の支援についてでございますけれども、相談支援事業者としっかり連携をとっていくという御説明がございました。

訪問型の支援に、専門の有資格者の力があればという具体的な御心配事の事例も聞いております。すぐに配置ということが難しいようであれば、日ごろから御尽力をいただいている保健師の方の力も大変重要になってくると思います。精神障害の方の対応のための、研修等も必要なのではないかと思いますが、その点について、いかがお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 保健師の研修ということでございますけれども、これにつきましては、主に県の健康福祉センターが主催してやっておられるものがございます。いわゆる、精神保健家族教室、また、精神障害者保健推進環境づくり強化事業研修会というような形のものがございます。

それともう一つは、これは県、市、あと病院のソーシャルワーカー、あるいは精神障害者の方の関連施設、これが連携をいたしまして、防府地域精神保健研修会というようなものを実際に実施していらっしゃいます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） よくわかりました。しっかり、専門性のある事案になりますので、日ごろから御苦労いただいている保健師の方々へのさらなる研修等の充実も、よろしくをお願いをしたいと思います。

精神障害者ということを知られたくない、また認めたくない御本人や御家族の方もいらっしゃるように聞いております。かと言って、実際は、本当に御家族の中で、御本人ももちろんですけれども、お困りのことはたくさんあると思います。

こういった方たちへの対応は本当に難しいという部長さんの御答弁ではございましたけれども、ほうっておくわけにもいかないと思います。こういった方たちへのフォローの体制は、今後どのようにお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 先ほども申し上げましたが、精神障害の方につきましては、一人ひとりの方の状態が違います。またその方への対応についても、大変デリケートな問題がございます。

したがって、実際に何らかの形で御相談をいただいた場合は、保健師が必ずその辺については、保健師の中で協議をしたり、関係機関とつなげたりしながら、その方にとって何がいいのかということについては、保健師はきちりその辺は対応しているというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 2番、高砂議員。

2番（高砂 朋子君） 大変難しい対応とは思いますが、心細やかな、また優しい対応をよろしくお願いをしたいと思います。

私は先日、大変悲しい現実遭遇している人に出会いました。生まれつき知的障害を持たれ、軽い手の障害もありでございました。それでも、周囲の方の協力や応援を得て、結婚、出産をされました。子どもさんを立派に育てておられました。

しかしながら、事故に遭遇され、頭を強打したことにより、精神に障害が残りました。外出も、家族の介助がなければ一切できません。かたくなに人に会うことを拒まれるので、サービスは一切利用しておられない状況でございました。御家族の苦労は計り知れないと思います。この方のために私たちは何ができるのか、真剣に悩まなければいけないと思った次第でございます。

現代は、社会全体が病んでいるという表現をした人もおります。心と体のバランスを保ちにくい世の中であることは間違いございません。

真のノーマライゼーション社会の構築に向けて、さらなる福祉充実のお取り組みを強く要望して、私の質問は終わりたいと思います。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 以上で、2番、高砂議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。長時間お疲れでございました。

午後 4時35分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年3月4日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 下 和 明

防府市議会議員 田 中 健 次

